

2008年8月作成

レスキューパック^P (保険料払込免除特約)

E-終身

ご契約のしおり・約款、
重要事項説明書(注意喚起情報)

低解約返戻金型終身保険

(無配当)



 富士生命

この冊子には、ご契約についてぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくまとめた「ご契約のしおり」と、ご契約から消滅までのとりきめを説明した「約款」が記載されています。必ずご一読いただき、大切なご契約内容についてご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、巻末には、特にご注意いただきたい重要事項を記載した「重要事項説明書（注意喚起情報）」が綴じ込まれておりますので、必ずご確認のほどお願い申し上げます。

【ご注意】

本冊子は、保険料払込免除特約（レスキュー^{バック}P）を付加した低解約返戻金型終身保険（無配当）専用となります。

低解約返戻金型終身保険には、他に「5年ごと利差配当付」の商品もありますし、平準定期保険特約や災害入院特約、疾病入院特約等の様々な特約を付加することもできます。

これらにつきましては、別の「E-終身 5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険・低解約返戻金型終身保険（無配当）ご契約のしおり・約款、重要事項説明書（注意喚起情報）」をご覧ください。

ご契約のしおり・約款 目次

ご契約のしおり 目的別目次	2
---------------	---

お願いとお知らせ

1. 申込書は、ご自身で正確に記入してください。	3
2. 保険契約の締結について	3
3. ご契約のお申込みを撤回することができます。（クーリング・オフ制度）	3
4. お客様に関する情報のお取扱いについて	4
5. 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について	5
6. 申込書等の内容を富士火災海上保険(株)が知ることがあります。	7
7. 保険金額等が削減される場合	7
8. 「生命保険契約者保護機構」について	8
9. 新たな保険契約への乗換えについて	10
10. 契約確認・保険金給付金確認制度について	10
11. 当社の組織形態について	10

主な保険用語のご説明	12
------------	----

ご契約のしおり

保険の特長としくみについて

1. 低解約返戻金型終身保険（無配当）の特長としくみ	15
2. 主契約の保険金支払いと保険料払込免除	17
3. リビング・ニーズ特約の特長としくみ	18
4. 保険料払込免除特約について	20
5. 指定代理請求人特約について	26

ご契約に際して

6. 保険契約の無効について	30
7. 健康状態や職業などの告知義務	30
8. ご契約のお断りと特別条件	31
9. 告知が事実と相違する場合	32

10. お申込み内容などの確認	33
11. 保険証券の確認	33
12. 保障の責任開始期	34
13. 頭金制度および保険料をまとめて払い込む方法	35
14. 保険料のステップ払込方式	36

お支払いについて

15. 保険金などのご請求について	37
16. 保険金をお支払いできない場合 ・保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体的事例	38 40
17. 保険料払込を免除できない場合について（保険料払込免除特約の場合）	41

保険料について

18. 保険料の払込方法について	42
19. 払込猶予期間とご契約の効力	43
20. 効力を失ったご契約の復活	43

ご契約後について

21. お払込みが困難なときの継続方法	44
22. 保険金など支払いの際の保険料清算	46
23. お金をご入用のときの貸付制度（契約者貸付制度）	48
24. ご契約の解約と解約返戻金	49
25. 契約者配当金について	51
26. 保険契約者・死亡保険金受取人・指定代理請求人の変更	52
27. 死亡保険金受取人が死亡された場合	52
28. 住所変更などの場合	53
29. 保険金の請求訴訟	53
30. 保障を大きくする方法	54
31. 年金移行・介護保障移行の取扱い	55
32. 生命保険と税制上の特典	60

このような場合ただちにご連絡ください

62

約 款

低解約返戻金型終身保険普通保険約款	63
保険料払込免除特約	75
リビング・ニーズ特約	81
5年ごと利差配当付年金支払移行特約	89
5年ごと利差配当付介護保障移行特約	92
保険料口座振替特約	99
保険料口座振替特約（団体扱・集団扱用）	101
団体扱特約Ⅰ	102
団体扱特約Ⅱ	104
指定代理請求人特約	105
現価表	109

重要事項説明書（注意喚起情報）	巻末
保険会社からのお願い	
説明事項ご確認のお願い	

ご契約のしおり 目的別目次

(低解約返戻金型終身保険(無配当))

こんなとき	このページをご覧ください	
保険申込の際に注意しておくことは	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要事項説明書（注意喚起情報） ● お願いとお知らせ 	最終ページ (綴じ込み) 3
保険用語が分からない	<ul style="list-style-type: none"> ● 主な保険用語のご説明 	12
保険の特長としくみを知りたい	<ul style="list-style-type: none"> ● 1. 低解約返戻金型終身保険（無配当）の特長としくみ 	15
保険料払込免除について知りたい	<ul style="list-style-type: none"> ● 2. 主契約の保険金支払いと保険料払込免除 	17
	<ul style="list-style-type: none"> ● 4. 保険料払込免除特約について 	20
指定代理請求人について知りたい	<ul style="list-style-type: none"> ● 5. 指定代理請求人特約について 	26
告知に関して知りたい	<ul style="list-style-type: none"> ● 7. 健康状態や職業などの告知義務 	30
	<ul style="list-style-type: none"> ● 8. ご契約のお断りと特別条件 	31
	<ul style="list-style-type: none"> ● 9. 告知が事実と相違する場合 	32
いつから保障が開始されるか知りたい	<ul style="list-style-type: none"> ● 12. 保障の責任開始期 	34
保険料をまとめて払い込む方法について知りたい	<ul style="list-style-type: none"> ● 13. 頭金制度および保険料をまとめて払い込む方法 	35
保険金等を請求したい	<ul style="list-style-type: none"> ● 15. 保険金などのご請求について 	37
保険金が受け取れないケースについて知りたい	<ul style="list-style-type: none"> ● 16. 保険金をお支払いできない場合 	38
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体的事例 	40
保険料払込を免除できない場合について知りたい	<ul style="list-style-type: none"> ● 17. 保険料払込を免除できない場合について 	41
保険料の払込ができなかった場合について知りたい	<ul style="list-style-type: none"> ● 19. 払込猶予期間とご契約の効力 	43
効力を失った保険を元に戻したい	<ul style="list-style-type: none"> ● 20. 効力を失ったご契約の復活 	43
保険料の払込の都合がつかない場合の継続方法について知りたい	<ul style="list-style-type: none"> ● 21. お払込みが困難なときの継続方法 	44
一時的にお金が必要になった場合は	<ul style="list-style-type: none"> ● 23. お金をご入用のときの貸付制度（契約者貸付制度） 	48
契約の解約について知りたい	<ul style="list-style-type: none"> ● 24. ご契約の解約と解約返戻金 	49
住所を変更した場合の手続について知りたい	<ul style="list-style-type: none"> ● 28. 住所変更などの場合 	53
死亡保障を年金や介護保障へ変更したい	<ul style="list-style-type: none"> ● 31. 年金移行・介護保障移行の取扱い 	55
生命保険に係る税金について知りたい	<ul style="list-style-type: none"> ● 32. 生命保険と税制上の特典 	60
証券をなくした	<ul style="list-style-type: none"> ■ このような場合ただちにご連絡ください 	62
結婚して姓が変わった	<ul style="list-style-type: none"> ■ このような場合ただちにご連絡ください 	62
電話で保障内容を確認したい	<ul style="list-style-type: none"> ■ このような場合ただちにご連絡ください 	62

1. 申込書は、ご自身で正確に記入してください。

- 申込書はご自身で記入し内容を充分お確かめのうえ、署名と押印をしてください。
- 第1回保険料に相当する金額をお払込みいただく際には、必ず当社所定の保険料等領収証（当社の社名、当社の社印が印刷されたもの）をお受け取りください。

2. 保険契約の締結について

< 保険契約締結の「媒介」と「代理」について >

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行なう場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行なう場合は、生命保険募集人が保険契約の申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

< 生命保険募集人について >

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行なうことが出来ます。当社の生命保険募集人（担当者）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に関する当社の承諾が必要になります。

（当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例）

・ 保険契約の復活 ・ 特約の中途付加 など

それぞれのお手続きの内容について、くわしくは「ご契約のしおり」の「ご契約後について」の項をご覧ください。

尚、お客さまの担当者である当社生命保険募集人の身分・権限等に関するご確認を希望される場合には、下記照会先までご連絡願います。

< 照会先 >

お客様サービスセンター ☎0120-211-901

お問い合わせ時間：月～金（祝日・年末年始を除く） 9：00～17：00

3. ご契約のお申込みを撤回することができます。（クーリング・オフ制度）

1. お申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます。）はご契約の申込日または保険料等領収証（保険業法 第309条第1項第1号に定める書面です。）の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば書面により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。ただし、6.の場合を除きます。
2. お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により支店または本社宛発信してください。この場合、書面には、申込者等の氏名、住所、領収証番号を記載し、申込書に押印したものと同一印を押印のうえ、お申込みの撤回等をする旨記載してください。
3. お申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等にお払込みいただいた金額を全額返還します。

4. 当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
5. お申込みの撤回等の書面の発信時に保険金または給付金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、申込者等が保険金または給付金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
6. つぎの場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。
 - ①当社が指定する医師の診査が終了したとき
 - ②債務履行の担保のための保険契約であるとき
 - ③既契約の内容変更（保険金額の増額、特約の中途付加など）のとき
 - ④法人をご契約者とする保険契約であるとき
- お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、撤回等を申し出られた支店または本社宛ご連絡してください。
- 生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討ください。

4. お客様に関する情報のお取扱いについて

1. 当社は、このご契約に関してご提供いただきました医療情報などの機微（センシティブ）情報を含むお客様の個人情報、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。
 - ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・ご契約の維持管理
 - ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④その他保険に関連・付随する業務
2. 本契約の申込人および被保険者には、お申込みいただいた保険契約に関する個人情報につき、上記1の①から④の目的に基づく利用、ならびに下記①から⑤の提供・利用をさせていただきます。本契約のお引き受け等に必要な提供・利用が含まれていますので、同意いただきますようお願い申し上げます。
 - ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いの可否を判断するために医師、面接士、契約等確認会社、業務委託先、金融機関、他の保険会社等に対して個人情報を提供すること。
 - ②各種保険商品の開発・サービスの充実等のために個人情報を富士火災グループ内で共同利用すること。
 - ③各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いの可否を判断する上で参考にするために、個人情報を社団法人生命保険協会や他の生命保険会社等と共同利用すること。
 - ④富士火災海上保険株式会社やグループ企業、提携先企業・団体、取扱代理店との間で商品・サービスのご案内・提供のために個人情報を共同利用すること。
 - ⑤再保険契約の照会・締結や再保険契約に基づく通知、再保険金の請求のために、個人情報を再保険会社（再々保険以降の出再先を含む）に提供すること。

※ 2-②, ④の共同利用について

ア. 当社は、各種保険商品の開発・サービスの充実等のために個人情報を富士火災グループ内で共同利用すること（2-②）や、富士火災海上保険株式会社やグループ企業、提携先企業・団体、取扱代理店との間で商品・サービスのご案内・提供のために個人情報を共同利用すること（2-④）があります。

イ. 共同利用するデータ項目は、住所、氏名、電話番号、性別、生年月日、その他申込書等に記載されたご契約内容です。

- ウ. 共同利用する個人データの管理責任者は、富士生命保険株式会社です。
3. 当社グループ各社の範囲、グループ会社・提携先企業との共同利用、各種商品やサービスの一覧および個人情報保護方針については当社ホームページ（<http://www.fujiseimei.co.jp/>）をご覧ください。
 4. お客様から、ご自身に関する情報の開示・訂正・利用の停止・消去のご請求があった場合は、ご本人からの申し出であることおよびご請求理由を確認させていただいた上で、適正に対応します。また、個人情報のご変更や当社のお取扱いに関するご連絡、ご質問あるいはご苦情につきましては、適切かつ迅速に対応させていただきますので、当社お客様サービスセンターにお問い合わせください。

5. 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行なわれるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について あなたのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業共同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただきますために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただきます期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日から5年間とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して

登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社お客様サービスセンターまたはお近くの当社支店にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1)保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- (2)死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3)入院給付金の種類および日額
- (4)契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5)取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただきますことがあります。

平成17年1月31日から、当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示

を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社が定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社お客様サービスセンターまたはお近くの当社支店にお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして）
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

富士生命保険株式会社 お客様サービスセンター
 フリーダイヤル：0120-211-901
 （月～金（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00）
 ホームページ：<http://www.fujiseimei.co.jp/>

6. 申込書等の内容を富士火災海上保険(株)が知ることがあります。

当社は、業務または事務の一部を富士火災海上保険株式会社に委託しております。従いまして、申込書、告知書、変更依頼書、保険金・給付金請求書、その他の書類および保険事故の状況等の事実関係を業務の代理または事務の代行を遂行するうえで必要な範囲で、富士火災海上保険株式会社が知ることがあります。

7. 保険金額等が削減される場合

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、当社は生命保険契約者保護機構に加入していません。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

・お問い合わせ先 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

8. 「生命保険契約者保護機構」について

○当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1. 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2. 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します。^(注2) 当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

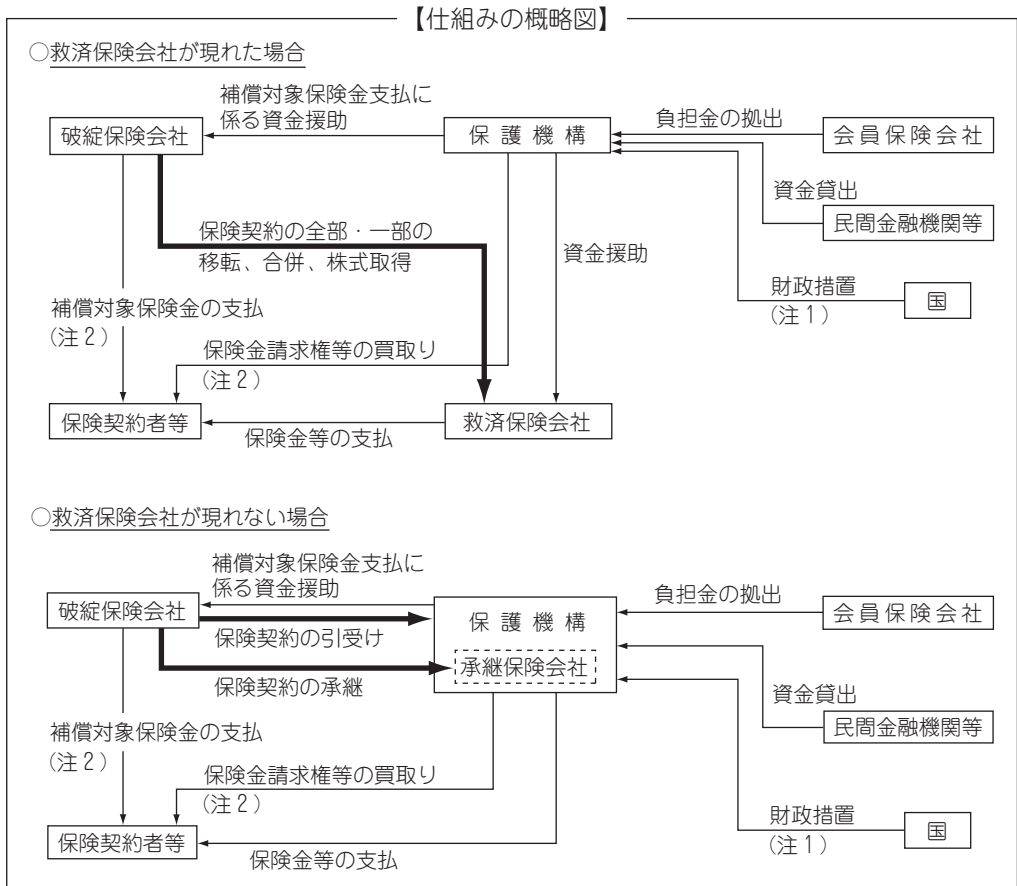
$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることとなります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者

毎に高予定利率契約に該当するかどうかを判断することになります。

- ※ 3. 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- ※ 4. 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。



(注1) 上記の「財政措置」は、平成21年（2009年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9. 新たな保険契約への乗換えについて

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをされる場合、下記の点でご契約者に不利益となる場合がありますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額となり、ご契約後短期間で解約の場合は、全くないか、あってもごくわずかです。
- 新たにお申込みになるご契約は、被保険者の健康状態によってはご契約いただけないことがあります。
- 一般の契約と同様に告知義務があります。

「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始期」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。

また、詐欺による契約の無効の規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約の引受ができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・無効となることもありますので、ご注意ください。

10. 契約確認・保険金給付金確認制度について

当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込後または給付金等のご請求および保険料のお支払いの免除のご請求の際、ご契約のお申込（告知）内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。その節にはよろしく願いいたします。事実の確認にあたりましては、プライバシーに関し細心の注意をもってお取扱いさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

（事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または受取人が会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで給付金等をお支払いいたしません。）

11. 当社の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるもので、株式会社のご契約者は、相互会社のご契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

主な保険用語のご説明（五十音順で記載）

か	解 除	告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の決定によりご契約を消滅させることをいいます。
	解約返戻金	ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。短期間で解約されますと、返戻金はまったくくないか、あってもごくわずかです。
き	給 付 金	災害により身体に障害が生じたとき、災害または疾病により入院されたとき、手術を受けられたときなどに支払われるお金のことです。
け	契約応当日	ご契約後の保険期間中にむかえる契約日の年単位、半年単位または月単位の応当日のことです。
	契 約 者	当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）を持つ人をいいます。
	契 約 年 齢	被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
	契 約 日	保険契約が始まる日をいい、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。 一般的には責任開始日と一致しますが、保険料払込方法（回数）や保険料払込方法（経路）によっては異なる場合があります。 たとえば、口座振替月払の場合は、責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。
	契約者配当金	「5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険」の場合、責任準備金等の運用益が、当社の予定した運用益をこえた場合、ご契約者にお支払いするものをいいます。
こ	告知・告知義務・告知義務違反	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みをされるときに現在の健康状態や職業、過去の病歴など当社がおたずねする重要なことからについて当社に報告していただきます。これを「告知義務」といいます。告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。
し	失 効	保険料お払込みの猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなかったために、保険契約の効力が失われることをいいます。
	主契約と特約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
	診 査	診査扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法、生命保険面接士の観察報告による方法もあります。
せ	責任開始日（期）	保険契約上の保障が開始する時点を責任開始期といいます。その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
	責任準備金	将来の保険金などをお支払いするために、保険料の中から必要な金額を積み立てています。この積立金のことをいいます。

た	第1回保険料充当金	保険契約のお申込みの際に契約成立前にお払込みいただくお金のことです。保険契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。
と	特 約	→主契約・特約で説明
は	払 込 期 月	保険料をお払込みいただく月のことをいいます。保険料払込方法（回数）に応じ、つぎの契約応当日が属する月の初日から末日までになります。
ひ	被 保 険 者	生命保険の保障の対象となる人のことをいいます。
ふ	復 活	保険契約が失効した後、保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、改めて告知をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。この保険の場合、失効後3年が経過すると復活はできなくなります。
ほ	保 険 期 間	保険契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。
	保 険 金	被保険者の死亡・高度障害のときなどに支払われるお金のことです。
	保険金受取人	ご契約者が指定した保険金を受け取る人をいいます。
	保険契約者	→契約者と同じ
	保 険 証 券	保険契約の成立や内容を証する重要なもので、保障額（給付金額）や保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。
	保 険 年 度	契約日から起算して、満1か年を第1保険年度といい、以下順次第2保険年度、第3保険年度、……となります。
	保 険 料	ご契約者にお払込みいただくお金のことです。
	保険料払込方法（回数）	保険料払込方法（回数）には、年1回払込む年払、半年に1回払込む半年払、毎月払込む月払があります。
	保険料払込方法（経路）	保険料払込方法（経路）には、口座振替によるお払込み、給与引き去りによるお払込みなどがあります。
め	免 責 事 由	被保険者が支払事由に該当された場合でも、被保険者の自殺行為などのケースでは年金が支払われないことがあります。この支払わない事由のことをいいます。
や	約 款	ご契約から消滅までのご契約内容を記載したものです。
ゆ	猶 予 期 間	払込期月内に保険料のお払込みの都合がつかない場合のために、お払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内に保険料のお払込みがないと保険契約は失効します。 なお、猶予期間は保険料払込方法（回数）によって異なります。

<p>低解約返戻金期間</p>	<p>主契約の解約返戻金が低解約返戻金型ではない終身保険の解約返戻金よりも低くなっている期間のことをいいます。(主契約に付加する特約の解約返戻金には影響がありません。)</p>
<p>低解約返戻金割合</p>	<p>低解約返戻金期間中の主契約の解約返戻金を計算する際に、低解約返戻金型ではない終身保険の解約返戻金に乘じる1よりも小さい割合のことをいいます。 (当社の低解約返戻金割合は70%)</p>

1

低解約返戻金型終身保険（無配当）の特長としくみ

1. 特 長

- (1) 低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間中の解約返戻金が低くなっています。
低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間中の解約返戻金は、低解約返戻金型ではない終身保険の解約返戻金に低解約返戻金割合として70%を乗じた水準になっています。（その分保険料が割安になっています。）
- (2) 低解約返戻金型終身保険（無配当）は、一生涯にわたって保障が続く保険です。（保障内容は低解約返戻金型ではない終身保険と全く同じです。）
- (3) ご契約を長期に継続される方にとって、有利です。
低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間満了後の解約返戻金は、低解約返戻金型ではない終身保険の解約返戻金と同額になります。したがって、ご契約を解約されない場合はもちろん、ご契約を低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間が満了するまで継続した後で解約される場合でも、保険料が割安な分、低解約返戻金型ではない終身保険よりも有利になります。

<ご契約にあたってのご注意（説明書）>

「低解約返戻金型終身保険（無配当）」のご契約にあたっては、以下の点についてご了解いただいた上で、お申し込みください。なお、低解約返戻金期間は「ご契約日から保険料払込期間が満了する日の24時まで」です。

1. 低解約返戻金期間中にご契約の解約（ご契約の失効日が低解約返戻金期間に属する場合を含みます。）または保険金額の減額をされますと、お受け取りになる解約返戻金は低解約返戻金型ではない終身保険の解約返戻金の70%となりますのでご注意ください。
2. 低解約返戻金期間中については、解約返戻金の水準が低いことに応じて、以下のお取扱となりますのでご注意ください。

制 度	低解約返戻金期間中のお取扱
契約者貸付 保険料の振替貸付	ご融資できる金額が少なくなります。
延長定期保険または払済保険への変更	変更後の延長定期保険の保険期間は短くなり、払済保険の保険金額は少なくなります。

以上の内容をご確認いただいた上、重要事項説明書（注意喚起情報）の「了知・確認欄」にご署名・押印願います。

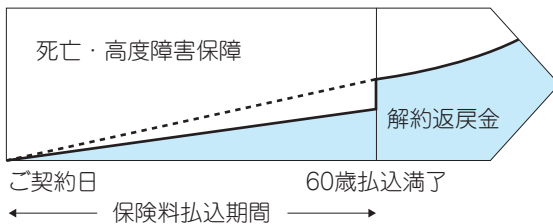
- (4) 契約日から所定の期間を経過し、保険料のお払込みが終了した場合には、将来の一生涯の保障にかえて、年金への移行や介護保障への移行を選択いただくことにより、老後の保障についても自在な設計が可能です。
- (5) ご契約の保険金額が1,000万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料が割安になります。(ただし、一時払部分にはこの制度の適用はありません。)
 なお、減額等の契約内容の変更により、上記の条件を満たさなくなった場合は、高額割引制度が適用されなくなります。

【低解約返戻金型終身保険（無配当）のしくみ図】

60歳払込満了の場合

低解約返戻金期間：ご契約日から保険料払込期間が満了する日の24時まで

低解約返戻金割合：70%



(被保険者の契約後の年齢が60歳に達する契約応当日の前日まで)

- 低解約返戻金期間中の解約返戻金は「終身保険」の70%です。
- 低解約返戻金期間満了後の解約返戻金は「終身保険」と同額です。

——— この保険の解約返戻金
 - - - - - 「終身保険」の解約返戻金（参考）

2

主契約の保険金支払いと保険料払込免除

1. 保険金の支払い

お支払いする場合	お支払いする保険金	保険金受取人
被保険者が死亡されたとき	死亡保険金	死亡保険金受取人
被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として「所定の高度障害状態」(※1)になられたとき	高度障害保険金 (死亡保険金と同額)	被保険者(※2)

(※1) 「所定の高度障害状態」については、普通保険約款「別表3 対象となる高度障害状態」をご参照ください。また、高度障害保険金をお支払いした後ご契約は消滅します。

(※2) 保険契約者が法人で、死亡保険金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者である法人にお支払いします。

■保険金などのお支払事由が生じたときは、必要書類をご提出ください。

→15. 保険金などのご請求についてにて詳しく説明しています。

2. 保険料払込免除

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に「所定の身体障害の状態」(※)になられたときは、以後の保険料のお払込みが免除されます。

(※) 「所定の身体障害の状態」については、普通保険約款「別表4 対象となる身体障害の状態」をご参照ください。

3

リビング・ニーズ特約の特長としくみ

1. 特長

- ◆この特約は、将来の保険金の支払にかえて、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に特定状態保険金を支払うことを目的としたものです。
- ◆この特約に対する保険料は不要です。

2. 特定状態保険金の支払い

お支払いする場合	お支払いする特定状態保険金	特定状態保険金受取人
特定状態保険金の受取人から、被保険者の余命が6か月以内と判断される「所定の書類」の提出があり、当社が正当と認めたとき	主契約の死亡保険金額の範囲内、かつ、最高3,000万円を限度としてご請求時に指定した金額（指定保険金額）から、特定状態保険金のご請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額	被保険者（※）

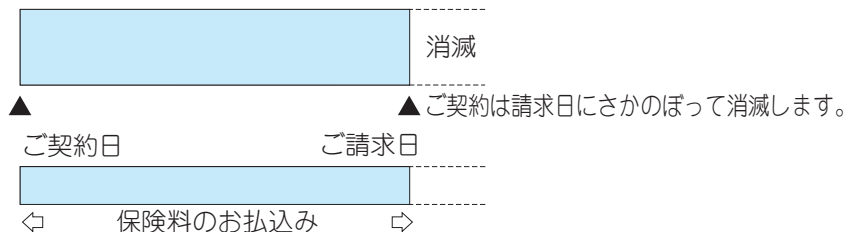
（※）法人がご契約者で、かつ、死亡保険金受取人であるときは特定状態保険金の受取人はご契約者である法人となります。

- ◆複数のご契約にこの特約を付加されている場合、同一被保険者についての指定保険金額は通算して3,000万円を限度とします。
- ◆特定状態保険金のお支払いは1回限りとします。

3. 特定状態保険金のお支払い後の取扱い

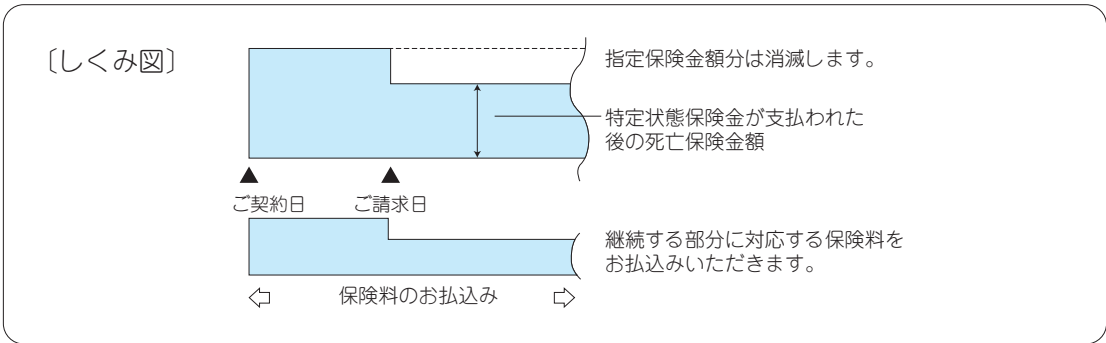
【死亡保険金の全部をお支払いした場合】

〔しくみ図〕



【死亡保険金の一部をお支払いした場合】

- ◆死亡保険金額のうち、指定保険金額は消滅し、残りの死亡保障部分は継続します。
- ◆継続する部分については、その部分に対応する保険料を引き続きお払込みいただきます。



4. 特約の消滅

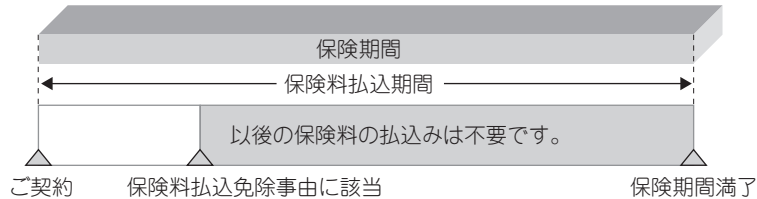
つぎの場合にこの特約は消滅します。

- ・この特約により特定状態保険金が支払われたとき
- ・主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- ・主契約が延長定期保険に変更されたとき
- ・主契約の全部について年金または介護保障へ移行したとき

4

保険料払込免除特約について

- ◆保険料払込免除特約は、主契約による保険料払込免除のお取り扱いに加え、つぎのいずれかの状態に該当された場合、ご契約を継続したまま以後の保険料のお払込みを免除します。
(例)



1. 所定の3大疾病（保険料払込免除特約条項「別表2」）

つぎのいずれかに該当したとき

①悪性新生物（がん）

主契約の保険料払込期間中にこの特約の責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（がん）に罹患したと医師により病理組織学的所見等によって診断確定されたとき。

②急性心筋梗塞

主契約の保険料払込期間中にこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき。

③脳卒中

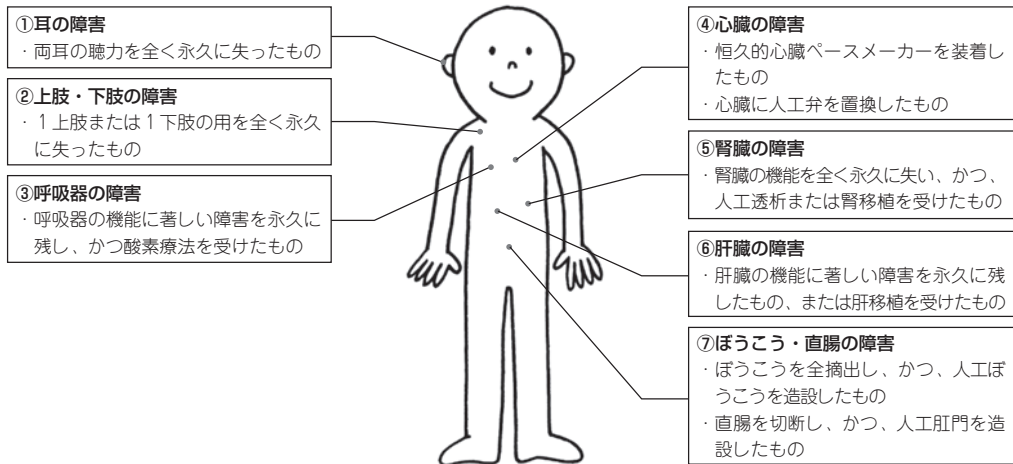
主契約の保険料払込期間中にこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。

- ◆保険料払込免除の対象となる疾病は、それぞれつぎのものをいいます。

悪性新生物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口腔および咽頭の悪性新生物（舌がん等） ・ 消化器および腹膜の悪性新生物（胃がん等） ・ 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物（肺がん等） ・ 骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（乳がん等） ・ 泌尿生殖器の悪性新生物（子宮がん等） ・ その他および部位不明の悪性新生物（脳腫瘍等） ・ リンパ組織および造血組織の悪性新生物（白血病等） <p>ただし、上皮内がん、および皮膚がんは対象外です。皮膚の悪性黒色腫は対象となります。</p>
急性心筋梗塞	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞のみとします。（狭心症等を除きます。）
脳卒中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳血栓、脳塞栓

2. 所定の身体障害状態（保険料払込免除特約条項「別表3」）

責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、以下①～⑦の身体障害状態に該当したとき

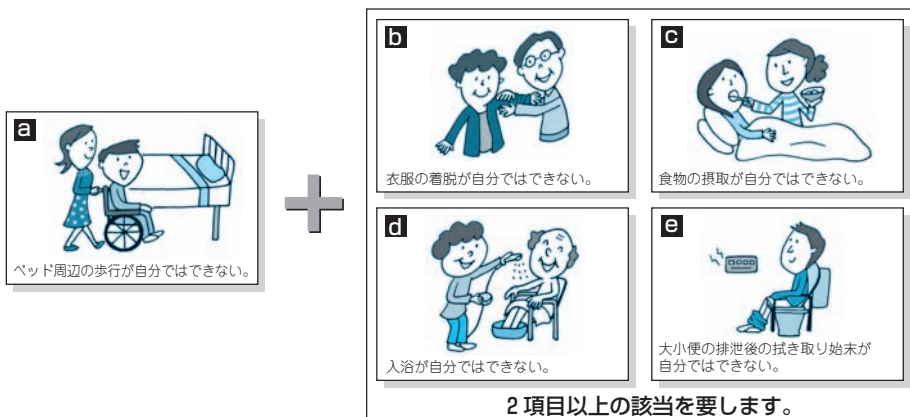


●記載の所定の身体障害状態に関する「用語の定義」についてはP22～P25をご覧ください。

3. 所定の要介護状態（保険料払込免除特約条項「別表4」）

責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかに該当し、その状態が180日以上継続したとき

(1) 常時寝たきり状態で、下記の**a**に該当し、かつ、下記**b**～**e**のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態



(2) 器質性認知症と診断され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

・「器質性認知症と診断され」とは、①・②のすべてに該当し、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

①脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること。

②正常に成熟した脳が、前①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること。

●所定の要介護状態の詳細については、保険料払込免除特約条項 備考（別表4）をご覧ください。

● 保険料払込免除特約の対象となる、所定の身体障害状態に関する「用語の定義」

障害部位 (保険料払込 免除特約条項 「別表3」)	障害の状態 (保険料払込免除特 約条項「別表3」)	備考【別表3】	用語の定義
耳の障害	(1) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	(1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行います。 (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $1/4(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声を理解しえないもの)で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、器質性難聴に限ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・「デシベル」とは音の大きさを表す単位。普通の会話は約60デシベル、地下鉄の車内は約80デシベルです。 ・「器質性難聴」とは中耳や内耳の音を伝播したり、受け止めたりする部位の障害が原因となって発生する難聴を器質性難聴といいます。
上・下肢の障害	(2) 1 上肢または1 下肢の用を全く永久に失ったもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその機能を失ったものをいい、上肢の完全運動麻痺、または3大関節(肩関節、ひじ関節および手関節)中2関節以上の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。この場合は、「上肢の用を全く永久に失ったもの」には、上肢を手関節以上で失った場合を含みます。 (2) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全に運動機能を失ったものをいい、下肢の完全運動麻痺、または3大関節(または関節、ひざ関節および足関節)中2関節以上の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。この場合、「下肢の用を全く永久に失ったもの」には、下肢を足関節以上で失った場合を含みます。 (3) 関節の完全強直には、人工骨頭または人工関節をそう入置換した場合を含みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「完全強直」とは関節組織の癒着により関節が全く動かなくなった状態をいいます。 ・「人工骨頭」とは人工頭骨とは、大腿骨頸部内側骨折等の際に、折れたりした大腿骨の骨頭の代替として人工的に作成した骨頭のことをいいます。 ・「人工関節」とは人工関節とは、動かなくなった関節の代替として人工的に作成した関節のことをいいます。

障害部位 (保険料払込 免除特約条項 「別表3」)	障害の状態 (保険料払込免除特 約条項「別表3」)	備考【別表3】	用語の定義
内臓の障害	(3) 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの	<p>(1) 「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量1秒率が20%以下または動脈血酸素分圧が50Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込みのない場合をいいます。</p> <p>(2) 「酸素療法を受けたもの」とは、日常のかつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して180日間継続して受けたものをいいます。</p>	<p>・「予測肺活量」とは肺活量は、性、年齢、身長の影響を受けませんが、これらの値を用いてその人に期待される値として算出された肺活量を予測肺活量といいます。</p> <p>・「動脈血酸素分圧」とは動脈血酸素分圧とは、肺における血液酸素化能力の指標であり、60Torr以下になると呼吸不全の状態となります。</p> <p>・「酸素療法」とは肺機能の低下が進むと、普通の呼吸だけでは十分な酸素を得ることができない慢性呼吸不全と呼ばれる状態になり、血液の酸素量が低下をきたし、通常の日常生活を営むことが困難になります。このような場合に継続的に酸素補給を行なう治療法が酸素療法であり、これにより血圧中の酸素濃度を正常に近い値にすることができます。</p>
	(4) 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの	<p>(1) 心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。</p> <p>(2) すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。</p>	<p>・「心臓ペースメーカー」とは心臓ペースメーカーとは、心臓に対する電気刺激発生装置であり、本体は電池と刺激発生・感知回路から成り立っており、恒久的な使用を前提とするものは体内に手術により埋め込みます。不整脈の中には、脈が遅くなる徐脈を来たす状態があり、放置すると心不全を合併したり、致命的な心停止に発展する可能性のある病態が存在しますが、心臓ペースメーカーはこのような場合に、電気刺激を心臓に伝え、必要な脈拍を作り出すものです。</p>

障害部位 (保険料払込 免除特約条項 「別表3」)	障害の状態 (保険料払込免除特 約条項「別表3」)	備考【別表3】	用語の定義									
内臓の障害	(5) 心臓に人工弁を置換したものの	(1) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。 (2) 人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。	・「人工弁」とは心臓の中には、血液が一定の方向に流れるための4つの「弁」がありますが、これらの「弁」が様々な原因により十分に機能しなくなった状態を「心臓弁膜症」といい、この「心臓弁膜症」の治療法として「人工弁置換手術」があります。この手術の際に、元の「弁」と置き換えられる「弁」が「人工弁」であり、人工材料から構成された「機械弁」と、動物等の「弁」を加工した「生体弁」とがあります。									
	(6) 肝臓の機能に著しい障害を永久に残したもののまたは肝移植を受けたものの	「肝臓の機能に著しい障害を永久に残し」とは、表1のいずれかの臨床所見が得られ、かつ、表2の検査所見の判定基準をすべて満たす、回復の見込みのない肝臓の機能低下をいいます。 【表1】 表1 臨床所見 <table border="1" data-bbox="546 1083 838 1151"> <tr> <td>・腹水貯留</td> </tr> <tr> <td>・食道静脈瘤</td> </tr> </table> 【表2】 表2 検査所見 <table border="1" data-bbox="546 1248 1067 1383"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 血清アルブミン</td> <td>3.5/dl以下</td> </tr> <tr> <td>2. 血小板</td> <td>10万/μl以下</td> </tr> <tr> <td>3. ICG試験15分血中停滞率</td> <td>20%以上</td> </tr> </tbody> </table>	・腹水貯留	・食道静脈瘤	検査項目	判定基準	1. 血清アルブミン	3.5/dl以下	2. 血小板	10万/μl以下	3. ICG試験15分血中停滞率	20%以上
・腹水貯留												
・食道静脈瘤												
検査項目	判定基準											
1. 血清アルブミン	3.5/dl以下											
2. 血小板	10万/μl以下											
3. ICG試験15分血中停滞率	20%以上											

障害部位 (保険料払込 免除特約条項 「別表3」)	障害の状態 (保険料払込免除特 約条項「別表3」)	備考【別表3】	用語の定義
内臓の障害	(7) 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けた者	<p>(1) 「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチンクリアランス値が30ml/分未満または血清クレアチン濃度が3.0mg/dl以上で回復の見込みのない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。</p> <p>(2) 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法および腎移植後の人工透析療法を除きます。</p> <p>(3) 腎移植については自家腎移植および再移植を除きます。</p>	<p>・「人工透析療法」および「腎移植」とは腎臓の機能が極端に障害された場合、身体に尿毒素が蓄積し、放置した場合、最後には尿毒症にて死亡することになります。そのため、障害された腎臓の代わりとして血液を浄化し尿毒症を回避する人工透析療法、または他人の腎臓を移植する腎移植法を治療法として行なう必要があります。なお、人工透析療法には、血液透析療法、血液濾過式透析療法等があります。</p>
	(8) ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したもの	<p>「人工ぼうこう」とは空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。</p>	
	(9) 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの	<p>(1) 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。</p> <p>(2) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。</p>	

5

指定代理請求人特約について

【重要】

ご契約者様から、「ご契約があること」および「代理請求ができること」を指定代理請求人の方へ、必ずお伝えいただきますよう、お願い申し上げます。

1. 概要

この特約は、保険金等の受取人である被保険者が、保険金等を請求できない下記の特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人が請求を行なうことができる特約です。

【特別な事情】

- (1) 被保険者が保険金等の請求を行なう意思表示が困難であると当社が認めた場合
- (2) 被保険者が、当社が認める傷病名（例えば「がん」）の告知を受けていない場合
- (3) その他、上記に準じる状態であると当社が認めた場合

- ◆入院給付金や手術給付金は被保険者ご本人が請求されることが必要ですが、上記のような場合には、請求が困難になることがあります。
このような場合、本特約を付加していただくことにより、指定代理請求人が被保険者本人に代わり、保険金等を代理請求することが可能となります。
- ◆指定代理請求人に指定できる方は1名に限ります。

2. 保険金・給付金等の種類

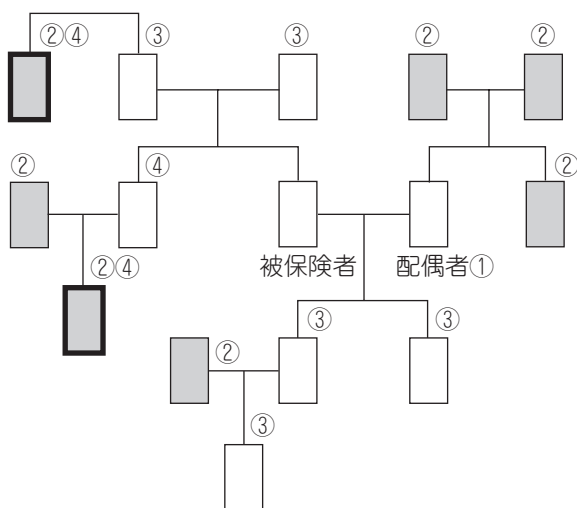
- (1) 被保険者と受取人が同一人である保険金、給付金、年金および祝金
- (2) 保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込の免除
- (3) 保険契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金

3. 指定代理請求人の範囲

保険契約者が、被保険者の同意を得て、次の範囲内であらかじめ指定された方。ただし、請求時においてもその方が次の（1）または（2）の範囲内の方であることを要します。

- (1) 次の範囲内の方
 - ①被保険者の戸籍上の配偶者
 - ②被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - ③被保険者の直系血族
 - ④被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいなくは甥姪、伯父伯母、叔父叔母）

[参考] (1) の範囲の例



- は被保険者と同居し、または生計を一にしているとき
- は被保険者の兄弟姉妹がないとき

(2) 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認めた方に限ります。

- ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前(1)②以外の方
- ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行なっている方
- ③ その他前①および②に掲げる方と同等の特別な事情がある方として会社が認めた方

(3) 上記(1)および(2)の指定代理請求人が指定されていない場合(指定代理請求人が死亡しているときもしくは請求時に(1)または(2)の範囲のいずれにも該当しないときを含みます。)または指定代理請求人が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、次の方を代理請求人とします。

- ① 主契約の死亡保険金受取人、遺族年金受取人または死亡給付金受取人(ただし、請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている方に限ります。)
- ② 前①に該当する方がいない場合または前①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ③ 前①もしくは②に該当する方がいない場合または前①もしくは②に該当する方が代理請求することができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

4. 指定代理請求人の変更

- (1) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、上記3.(1)および(2)の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。
- (2) 指定代理請求人の死亡等により、指定代理請求人に該当する方が、いなくなった等の場合には、「指定代理請求人を指定しない」ことへの変更を取り扱います。
- (3) 保険金等の受取人が法人に変更された場合には、「指定代理請求人を指定しない」変更が行なわれたものとして取り扱います。

5. 指定代理請求人による保険金等の請求

- (1) 指定代理請求人は保険金等の受取人である被保険者に特別の事情がある場合には、その事情を示す書類、およびその他の請求に必要な書類を提出して被保険者の代理人として保険金等を請求することができます。
- (2) 指定代理請求人から保険金等のご請求をいただいた場合、当社が必要と認めた場合には、指定代理請求人に事実の確認についてご協力をいただくこととなります。
- (3) 指定代理請求人による保険金等の請求は、あくまでも請求を代理していただく取扱です。したがって、保険金等は、原則として、保険金等の受取人である被保険者の口座に振込とさせていただきます。

6. 指定代理請求人特約の対象となる保険金等

- (1) 主契約

保険種類	対象となる保険金等
低解約返戻金型終身保険	高度障害保険金 保険料払込の免除（注1）

- (2) 特約

特約	対象となる保険金等
保険料払込免除特約	この特約が付加された主契約の保険料払込免除 (注1)

(注1) 対象となるのは以下の場合に限ります。

保険金等の名称	対象となる場合
保険料払込の免除	保険契約者と被保険者が同一人の場合
主契約の保険料払込の免除	

7. 指定代理請求人に保険金等をお支払いした後の注意事項

- (1) 指定代理請求人から保険金等のご請求を受け、お支払いした後に被保険者ご本人からご請求があった場合でも、重複して保険金等のお支払いはいたしません。
- (2) 指定代理請求人のご請求により保険金等をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問合せがあった場合、当社は保険金等をお支払いした旨を事実に基づいて回答いたします。この場合、当社の回答により万一不都合が生じても当社は責任を負いかねますので、関係者でご解決いただくこととなります。

8. その他

- (1) 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者、または故意に保険金等の受取人を保険金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- (2) この特約のみの解約はできません。
- (3) 保険金等を請求される場合、「保険金等の支払方法の選択」（年金支払・すえ置支払）は取り扱いません。
- (4) 保険金等の受取人が法人の場合にはこの特約は付加できません。

<ご注意>

この特約を付加している場合、主契約または主契約に付加されている他の特約の「しおり」、「約款」部分に次の規定が記載されている場合には、これらの規定は適用せず、この特約に定めるところにより取り扱います。

保険金等の受取人の生存中に所定の方が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定

- ・ 指定代理請求人に関する規定
- ・ 介護年金受取人の代理人に関する規定
- ・ 入院給付金等の代理請求に関する規定 等

6

保険契約の無効について

1. 詐欺による無効

保険会社は、保険契約者または被保険者が詐欺により保険契約を締結、復活または復旧した場合は、その保険契約（復旧の場合には、復旧部分）を無効とし、お払込みいただいた保険料は払い戻しません。

2. 不法取得目的による無効

保険会社は、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的で保険契約を締結、復活または復旧した場合は、その保険契約（復旧の場合には、復旧部分）を無効とし、お払込みいただいた保険料は払い戻しません。

7

健康状態や職業などの告知義務

1. 告知義務

ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人や危険な職業に従事している人などが無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、**過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体障害状態、職業**などについて「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

なお、医師の診察を受け、医師の診察結果、医師から問題ない旨の回答があった場合でも告知は必要です。

嘱託医扱の場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなくお伝え（告知）ください。

2. 告知の方法

- 診査を行なうご契約の場合（診査扱）

当社指定の医師が被保険者の過去の病歴（病名、治療期間など）などについていろいろおたずねいたしますので、**その医師に口頭により告知してください**。口頭により告知していただいた内容は、医師により記録されますのでその内容をご確認のうえご署名ください。

- 勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法や、当社の生命保険面接士の面接報告による方法の場合

被保険者ご自身で告知書にありのままを記入してください。

● 診査を行わないご契約の場合（告知書扱）

ご契約者または被保険者ご自身で告知書にありのままを記入してください。

<ご注意>**◆告知受領権について**

告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店）・生命保険面接士は告知受領権がなく、**生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。**

8**ご契約のお断りと特別条件**

◆レスキュー^{パック}（保険料払込免除特約）を付加したご契約については、「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別な条件をつけるお取扱いは行っていません。

◆レスキュー^{パック}（保険料払込免除特約）を付加しない低解約返戻金型終身保険（無配当）は、上記特別条件付のお取扱いがあります。

9

告知が事実と相違する場合

◆告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始期（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

- 責任開始期または復活日から2年を経過していても、保険金や給付金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金や給付金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。（ただし、「保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。）この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

＜例＞

胃潰瘍の治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合は、ご契約は解除されます。この場合には、たとえ保険金や給付金をお支払いする事由が発生していても、お支払いすることができません。

※なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による無効を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、

- 責任開始期または復活日からの年数は問いません。
（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも無効となることがあります。）
- また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

10

お申込み内容などの確認

1. 契約確認制度について

- ◆「契約確認制度」とは、契約成立前または契約成立後に富士生命が委託した契約確認会社の担当者が被保険者宅を訪問し、申込内容や告知内容、契約の同意確認等を行う制度です。確認の結果、申込内容や告知内容等と異なる事実が判明した場合は、契約保留や条件変更になることがあります。
- ◆「契約確認」には、つぎの2通りがあります。
 - ①「成立前契約確認」 契約引受け承諾前に面談予約をとって行います。
 - ②「成立後契約確認」 証券発行後1～2ヶ月後に面談予約をとらずに行います。

2. 成立前契約確認について

- ◆「成立前契約確認」については、高額契約や一定基準の契約については、契約引受の決定をする前に契約確認を実施します。
- ◆「成立前契約確認」は、つぎの実施方法により行われます。
 - ①個人契約
リサーチ会社の担当者による事前の電話連絡により「訪問日時」の打ち合わせを行い、原則として被保険者の自宅で被保険者本人と面接します。
 - ②法人契約
上記と同様、事前連絡により打ち合わせを行い原則として被保険者の勤務先で契約者・被保険者と面談します。なお、契約者の事業内容や経営状態についてもうかがいます。

- (1) 契約確認の結果が出てから引受け決定を行います。
- (2) 契約確認依頼の面接が遅れると確認会社への依頼が遅れ、その結果契約成立が遅れますので、ご注意ください。

11

保険証券の確認

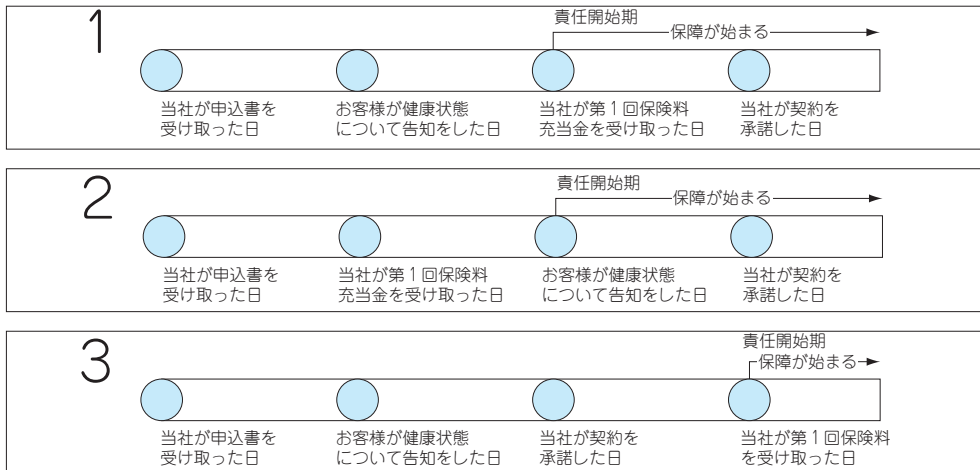
- ◆ご契約をお引受けしますと、「保険証券」をご契約者にお送りします。
- ◆お申込みの内容が相違していないかどうか、よくお確かめください。万一、内容が相違していたり、ご不審の点がありましたら、すぐに支店またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル 0120-211-901）までご連絡ください。

12

保障の責任開始期

お申込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、第1回保険料充当金を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から保険契約上の保障が開始されます。

◆責任開始期を図示すると、つぎのとおりになります。



<お願い>

第1回保険料に充当する金額をお払いされたときは、必ず引換えに当社所定の領収証（当社の社名、当社の社印が印刷されたもの）をお受取りください。

13

頭金制度および保険料をまとめて払い込む方法

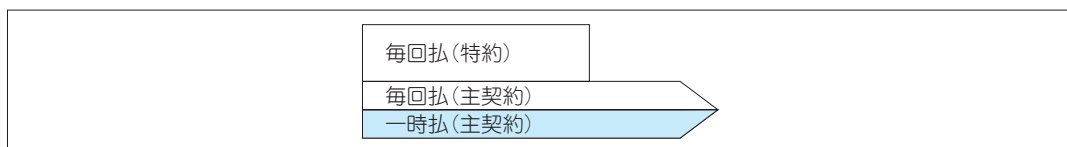
1. 頭金制度（一部一時払）

ボーナス、預貯金、退職金などのお手持ちの余裕資金の活用で毎回の保険料がお安くなり、より大型の保険にご契約することができます。

主契約の保険金額の一部分に対応する保険料を一時払でお支払いいただき、残りの保険金額に対応する保険料は毎回払（年払・半年払・月払）でお支払いいただく方法です。

【保険料の一部一時払】

主契約の一部分に対応する保険料を一時払でお支払いいただく方法です。



一部一時払部分の保険料は、あらかじめ全保険期間分を1回で払い込むよう計算されています。したがって、保険料は毎回払（年払・半年払・月払）による合計額に比べ少額となります。ただし、一部一時払部分については、保険期間中にご契約が消滅（死亡など）した場合でも、保険料の払戻しはありません。

なお、解約される場合、所定の解約返戻金が支払われますが、支払われる解約返戻金は、お払込保険料そのままではありません。とくに、特約は、場合によっては解約返戻金が全くないか、あってもごく少額となることもあります。

なお、頭金制度（一部一時払）と類似する保険料の払込方法にはつぎの方法がありますので、ご参考としてください。

2. 保険料の中途一部一時払（中途頭金制度）

保険料の中途一部一時払はお取り扱いしておりません。

3. 保険料の一括払（月払契約の場合）

当月以降の保険料を3か月分以上まとめてお支払いいただきますと、割引があります。

4. 保険料の前納（年払契約・半年払契約の場合）

将来の保険料を2年以上まとめて前納するお取り扱いがあります。この場合には、当社所定の利率（この利率は経済情勢により変更することがあります。）で割引いて計算した保険料前納金をお支払いいただきます。

- 保険料前納金は、当社所定の利率（この利率は経済情勢により変更することがあります。）で積み立てておき、年単位または半年単位の契約応当日ごとに年払保険料または半年払保険料のお支払いにあてられます。

- 前納期間が満了した場合または保険料のお払込みを要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を払い戻します。(前納期間中途でのお申出による保険料前納金の残額の払戻しはしません。)

<ご注意>

全保険料払込期間に対応する保険料を一時にお払い込みいただく全期前納の場合には、半年払はできません。
年払のみとなります。

上記1.～4.について詳しくは、当社の代理店、支店または本社までご相談ください。

14

保険料のステップ払込方式

- ◆保険料のステップ払込方式はお取り扱いしておりません。

16

保険金をお支払いできない場合

つぎのような場合には、保険金のお支払事由が生じても保険金のお支払いはいたしません。

1. 免責事由に該当した場合

◆主契約

保険金	お支払いしない場合
死亡保険金	<ol style="list-style-type: none"> ご契約の責任開始期（または復活日、復旧日）から起算して3年以内の被保険者の自殺によるとき ただし、精神病などによる自殺については、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、当社へお問い合わせください。 ご契約者の故意によるとき 死亡保険金の受取人の故意によるとき ただし、その方が死亡保険金の一部の受取人である場合には、当社はその残額を他の受取人にお支払いします。 戦争その他の変乱（※）によるとき
高度障害保険金	<ol style="list-style-type: none"> ご契約者または被保険者の故意によるとき 戦争その他の変乱（※）によるとき

◆リビング・ニーズ特約

保険金	お支払いしない場合
特定状態保険金	<ol style="list-style-type: none"> ご契約者、被保険者または指定代理請求人の故意により被保険者の余命が6か月以内と判断される状態になられたとき 戦争その他の変乱（※）によるとき

<ご注意>

（※）については、その該当被保険者の数の増加が、主契約の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じ、保険金の全額もしくは一部をお支払いします。

<保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体的事例>

<ご注意>

保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合について、代表的な事例を参考としてあげたものです。

ご契約の保険種類・ご加入の時期によってはお取扱いが異なる場合がございますので、実際のご契約でのお取扱いにつきましては、お手もとの保険証券と「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

また、以下に記載したこと以外に認められた事実関係等によりましてもお取扱いに違いが生じる場合がございます。

事例1 死亡保険金のお支払い

お支払いする場合の例

ご契約の加入前の「高血圧」でのご通院について、告知書で正しく告知してご加入されたが、ご加入1年後に「高血圧」と因果関係のある「脳卒中」で死亡された場合
(正しく告知された上でご契約できた場合)

お支払いできない場合の例

ご契約加入前に「気管支ぜんそく」で年に数回の発作があり通院していることを、告知書で正しく告知せずにご加入され、ご加入1年後に「気管支ぜんそく重積発作」を原因として死亡された場合。
(告知義務違反の場合の例)

…… 解 説 ……

ご契約にご加入いただく際には、過去の傷病歴・最近の健康状態・身体の障害状態、職業などについて正確に告知いただく必要があります。(告知内容によっては、ご加入出来ないケースもあることを予めご了承ください)

故意または重大な過失によって事実を告知されなかったか、事実でない内容を告知された場合には、ご契約が解除となり、保険金等はお支払いできません。

ただし、保険金等のお支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかった場合には、保険金等をお支払いいたします。

事例2 高度障害保険金のお支払い

お支払いする場合の例

ご契約加入後に発病した「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴の全てにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込がない場合。
(所定の高度障害状態への該当)

お支払いできない場合の例

「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自分で行える場合。
(所定の高度障害状態へ該当せず)

…… 解 説 ……

高度障害保険金は、約款所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込がない場合にお支払いいたします。

したがって、約款所定の高度障害状態に該当しない場合にはお支払いできません。

なお、高度障害保険金のお支払いの対象となる約款所定の高度障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態とは異なる場合がございます。

18

保険料の払込方法について

大切なご契約を有効に継続していただくために、保険料は払込期月中につきのいずれかの方法によってお払込みください。

1. 口座振替によるお払込み

当社と提携している金融機関などで、ご契約者の指定した口座から、保険料が自動的に振替えられます。

くわしくは、「保険料口座振替特約条項」をご覧ください。

2. 団体を通じてのお払込み

団体扱契約の場合、団体を経由して保険料をお払込みいただきます。この場合、領収証は個々のご契約者ではなく、団体代表者にまとめて1枚お渡しします。

くわしくは、「団体扱特約条項Ⅰ」または「団体扱特約条項Ⅱ」をご覧ください。

<上記以外の方法による一時的お払込み>

上記2つのいずれかの方法によっても当該払込期月分の保険料が、払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ一時的に下記いずれかの方法によりお支払い下さい。

- ・ 振込依頼書をお送りしますので、金融機関窓口にてお払込み下さい。
受取書は保険料領収証のかわりになりますので大切に保存願います。
- ・ 会社の本社または会社の指定した場所に持参してお払込み下さい。

<お願い>

- 万一、払込期月中に払込案内が届かなかった場合などには、お手数でも当社の代理店、支店または本社までご連絡ください。
- 払込方法の変更をご希望の場合、転居の場合、または勤務先団体から退社などにより脱退の場合もすみやかに、当社の代理店、支店または本社までお申出ください。
(あらたな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、お手数でも当社までお払込み願います。)

19

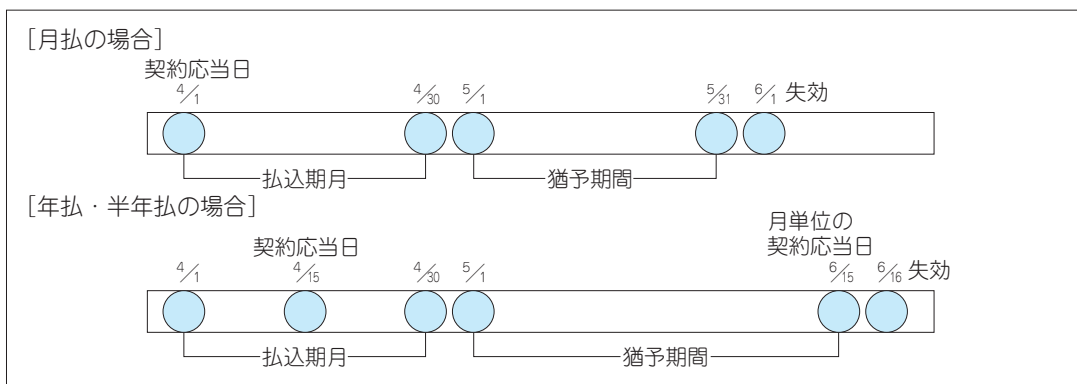
払込猶予期間とご契約の効力

◆保険料の払込猶予期間はつぎのとおりです。

月払の場合……………払込期月の翌月初日から末日まで
 年払・半年払の場合……………払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（※）

（※）年払・半年払の場合、払込期月内の契約応当日の翌日から起算して、2か月経過した時点で猶予期間が満了することになります。

（例）



◆猶予期間内にお払込みがない場合、ご契約は効力がなくなります。（失効）

ただし、猶予期間内にお払込みがない場合でも、保険料の振替貸付（立替）が可能な場合は、あらかじめお申出のないかぎり、自動的に当社が保険料をお立替えしてご契約を有効に継続させます。くわしくは、後述の21. お払込みが困難なときの継続方法をご覧ください。

20

効力を失ったご契約の復活

保険料のお払込みがなく効力がなくなった場合でも、失効日から3年（特別条件が適用されている場合は2年）以内であればご契約の復活を申し込むことができます。

この場合、

- あらためて告知または診査をしていただきます。（健康状態などによっては復活ができないこともあります。）
- その結果、当社が復活を承諾したときは、お払込みを中止された時から復活する時までの延滞保険料を一時に払い込んでいただきます。
- 当社が復活を承諾した場合には、失効した日から復活する日までの延滞保険料を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

<ご注意>

- ◆解約返戻金を請求された後は復活のお取扱いをいたしません。

21

お払込みが困難なときの継続方法

保険料払込のご都合がつかないときでも、ご契約ができるだけ有効に継続するように、つぎのような制度が設けられています。

1. 一時的に保険料のご都合がつかないとき

【当社が保険料をお立替え（振替貸付）し継続させる制度】

- お払込みがないまま猶予期間を過ぎた場合でも、所定の解約返戻金があればその範囲内で当社が自動的に保険料をお立替えします。
- お立替えする場合には、口座振替扱契約または団体扱契約とも個人扱の保険料を基準としてお立替えします。
- 立替利息は当社所定の利率で計算します。この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行ない、直前の利率変更後の金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、変更後の利率の適用はつぎのとおりとします。（ただし、利率は年8%をこえることはありません。）

- (1) 新たにお立替えを行なうとき
1月見直しの場合は、4月1日から、
7月見直しの場合は、10月1日から
変更後の利率を適用します。
- (2) すでにお立替えを行なっているとき
1月見直しの場合は、4月1日以後、直後に到来する利息繰入日の翌日から、
7月見直しの場合は、10月1日以後、直後に到来する利息繰入日の翌日から
変更後の利率を適用します。

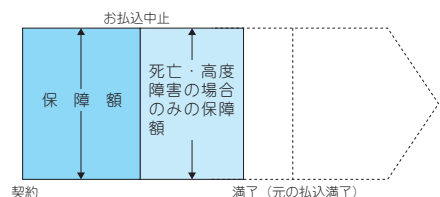
- 上記の立替利率の取扱いについては、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。
- 保険金などをお受取りの場合、立替金は差し引き清算されます。

＜ご注意＞ ご返済がありませんと立替元利率が増えて、ご契約の効力がなくなることがあります。お早めにご返済ください。

2. 保険料のお払込みを中止しご契約を有効に続けたいとき

【保障重点の延長定期保険に変更する制度】

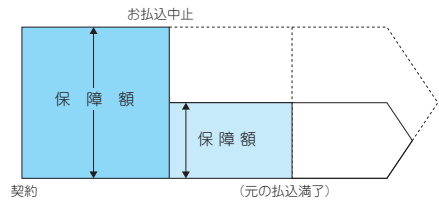
- 保険料払込済の定期保険に変更することにより、万一のときの死亡・高度障害保障が継続されます。保険料のお払込みは以後必要ありません。
- 保険期間は、これまでのお払込期間などによって決まりますが、元のご契約の保険料払込期間満了日(元のご契約の保険料払込期間満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえるとき、または元のご契約の保険料払込期間が終身のときは、80歳となる契約応当日の前日)をこえる場合は、その日までとし、生存保険を付加します。



- 元のご契約の特約は消滅します。

【保険金額を減らし払済保険に変更する制度】

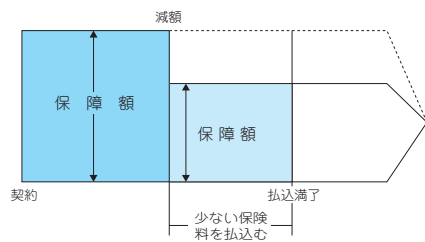
- 保険料払込済の終身保険（無配当）に変更することにより、保険金額は小さくなりますが、万一のときの死亡・高度障害保障は継続されます。保険料のお払込みは以後必要ありません。
- 元のご契約の特約は消滅します。



3. 保険料の負担を軽くしたいとき

【保険金額を減額して払込保険料を少なくする制度】

- 保険金額を減らすことにより払込保険料が少なくなります。



<ご注意>

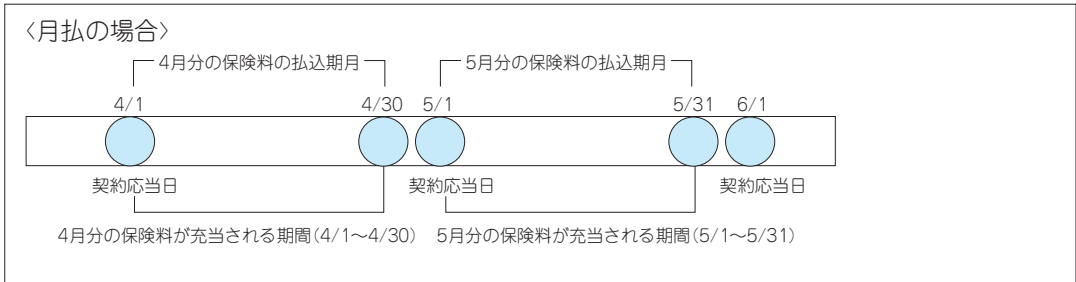
- 低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間中の保険料のお立替え（振替貸付）については、解約返戻金の水準が低いことに応じてお立替えできる金額が少なくなります。
- 低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間中にご契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の原資となる解約返戻金は、「終身保険」の解約返戻金に低解約返戻金割合として70%を乗じた水準となりますので、それに応じて変更後の延長定期保険の保険期間は短くなり、払済保険の保険金額は少なくなります。
- 低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間中に保険金額を減額されると、お受け取りになる解約返戻金は「終身保険」の解約返戻金に低解約返戻金割合として70%を乗じた水準となります。

22

保険金など支払いの際の保険料清算

- ◆保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

(例)

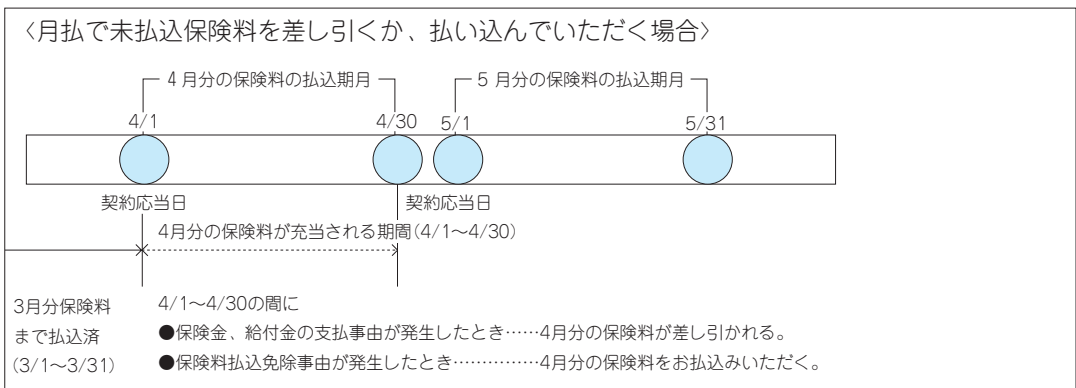


- ◆したがって、保険金支払事由、給付金支払事由または保険料払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、つぎのように取り扱われます。

保険金支払のとき……………未払込保険料が保険金から差し引かれます。
 給付金支払のとき……………未払込保険料が給付金から差し引かれます。
 (給付金が未払込保険料より少ないときは)
 猶予期間内に保険料を払い込んでください。)

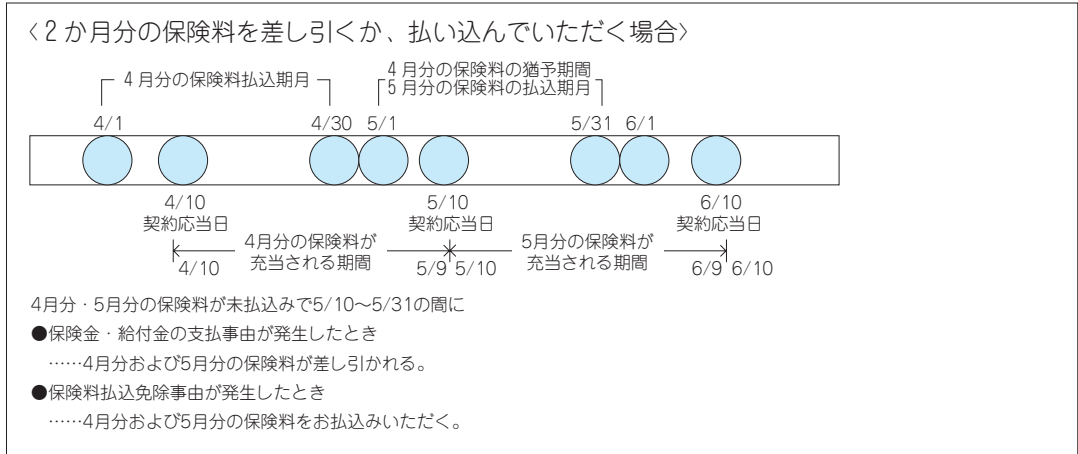
保険料払込免除のとき……………未払込保険料をお払込みいただきます。

(例)

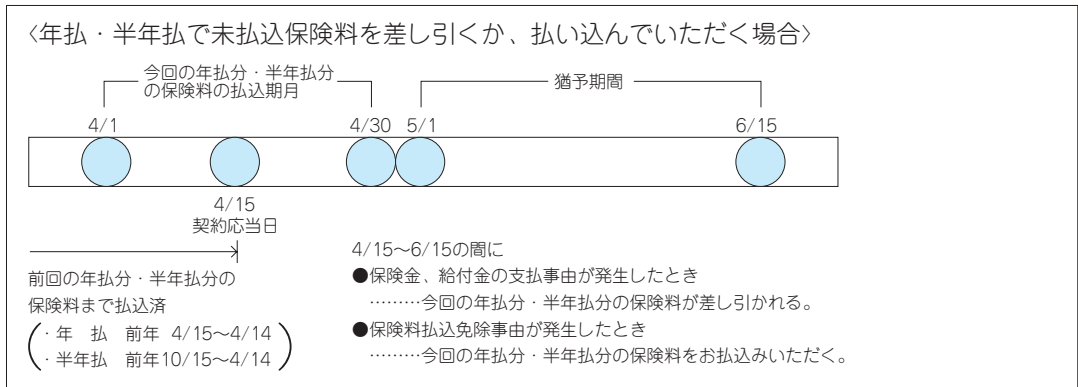


- ◆なお、月払契約で猶予期間中の契約応当日以降に保険金・給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、2か月分の保険料を保険金・給付金から差し引くか、払い込んでいただきます。

(例)

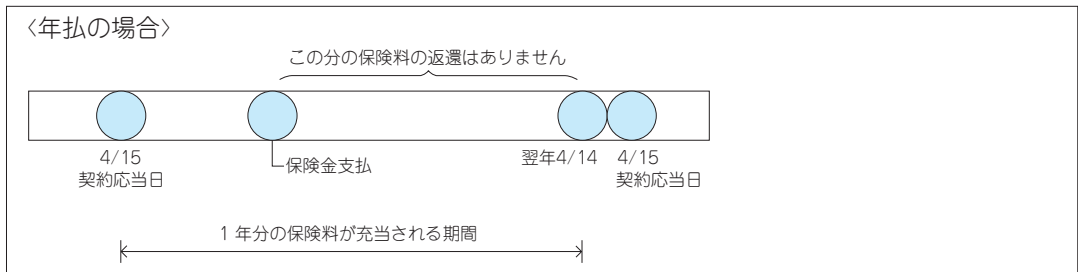


(例)



- ◆保険金支払事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれている場合、未経過期間分の返還はありません。

(例)



23

お钱がご入用のときの貸付制度 (契約者貸付制度)

一時的に必要な資金をお貸しする、契約者貸付制度もあります。

(注) 保険金額、払込年数などによりお貸付けできる金額は異なります。特に、ご契約後短期間の場合などはお貸付けできないこともありますのでご了承ください。

貸付金額の範囲	解約返戻金の一定範囲内。(5万円以上)
利息	当社所定の利率で計算します。 この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行ない、直前の利率変更後の金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。
返済方法	全額返済のほか分割返済も可能です。
清算	保険金支払などの場合には貸付元利金が差し引かれ清算されます。

- 上記の貸付利率の取扱いについては、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。

<ご注意>

- ご返済がありませんと、貸付金の利息は毎年元金に繰り入れられていきますので貸付元利金が増え、解約返戻金額を超過し、ご契約の効力がなくなることもあります。お早めにご返済ください。
- 低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間中については、解約返戻金の水準が低いことに応じてご用立金額が少なくなります。

24

ご契約の解約と解約返戻金

- ◆解約はいつでもできますが、ご契約はご家族の生活保障・資金づくりなどに役立つ大切な財産ですから、ぜひ未永くご継続ください。
- ◆あらためてご契約されますと、これまでより保険料が割高になります。

解約されると解約返戻金は多くの場合、お払込みの保険料より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

- ◆生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金などのお支払いに、また他の一部は契約の締結・維持に必要な経費にあてられています。それらを除いた残額としてあらかじめ定められた金額が解約の際に払い戻されます。

1. 解約返戻金の水準

- 低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間中
低解約返戻金型ではない終身保険の解約返戻金に低解約返戻金割合として70%を乗じた水準です。
- 低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間満了後
低解約返戻金型ではない終身保険の解約返戻金と同額です。

2. 低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間の適用について

以下に記載する事項に関する解約返戻金の計算をする場合、それぞれ以下に記載する日が低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間に属するときに、解約返戻金が低解約返戻金型ではない終身保険の解約返戻金に低解約返戻金割合として70%を乗じた水準となります。

項 目	基準となる日
<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約の解約 ・保険金額の減額 ・延長定期保険への変更 ・払済保険への変更 ・契約者貸付 	請求に必要な書類が会社の本社に到着した日
<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約の失効 ・保険料の振替貸付 	猶予期間満了の日の翌日
<ul style="list-style-type: none"> ・告知義務違反または重大事由による解除 	解除の通知が、ご契約者（ご契約者またはご契約者のご住所が不明の場合等には、被保険者または保険金の受取人）に到着した日

※詳しくは、低解約返戻金型終身保険普通保険約款第22条（解約返戻金）第3項をご覧ください。

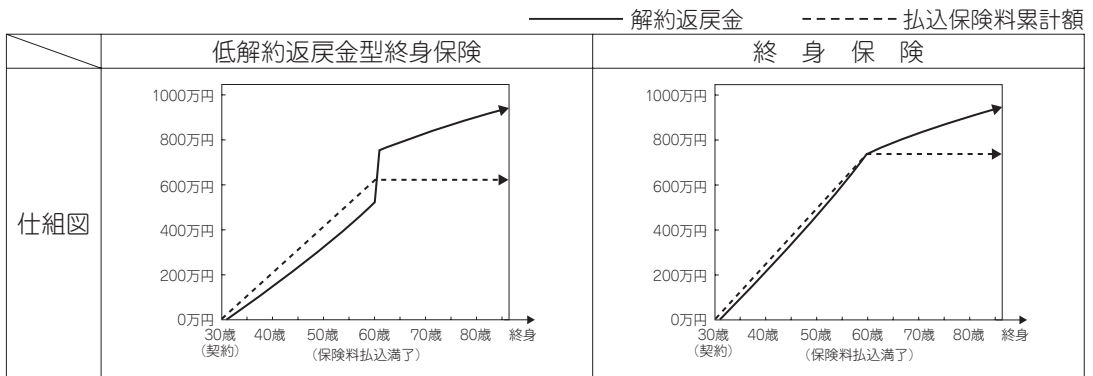
3. 解約返戻金と払込保険料累計額との関係

◆低解約返戻金型終身保険（無配当）の場合

<ご契約例>

- 30歳契約
- 男性
- 月払（口座振替扱）
- 60歳払込満了
- 保険金額1,000万円

- 低解約返戻金期間：ご契約日から保険料払込期間が満了する日の24時まで
- 低解約返戻金割合：70%



（注）契約者配当金は考慮しておりません。

4. 解約返戻金の請求

◆やむをえずご契約を解約される場合には、解約返戻金をご請求ください。

<ご注意>

低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間中にご契約を解約されますと、お受け取りになる解約返戻金は低解約返戻金型ではない終身保険の解約返戻金に低解約返戻金割合として70%を乗じた水準となります。

5. 失効の場合の解約返戻金

◆効力の無くなったご契約についても解約返戻金をお支払いできる場合があります。

<ご注意>

失効の場合にお受け取りになる解約返戻金は、失効となった日が低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間に属する場合には、たとえ解約返戻金のご請求が低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間満了後であっても、低解約返戻金型ではない終身保険の解約返戻金に低解約返戻金割合として70%を乗じた水準となります。

ご継続を迷われた際は、ぜひお気軽にご相談ください。

- お金をご入用のとき……契約者貸付制度があります。
23. お金をご入用のときの貸付制度 をご覧ください。
- お払込みが困難なとき……保険金額の減額、その他の方法があります。
21. お払込みが困難なときの継続方法 をご覧ください。

25

契約者配当金について

◆この低解約返戻金型終身保険（無配当）の場合、契約者配当金はありません。契約者配当金について、お知りになりたい場合は「5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険」をご確認ください。

26

保険契約者・死亡保険金受取人・指定代理請求人の変更

1. 保険契約者の変更

- ◆ご契約者は、被保険者と当社の同意を得て、保険契約者を変更することができます。
- ◆保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利、保険料を支払う義務など）はすべて新保険契約者に引き継がれます。

2. 死亡保険金受取人の変更

- ◆ご契約者は、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。
（注）死亡保険金支払事由発生後は受取人の変更ができません。

3. 指定代理請求人の変更

5. 指定代理請求人特約について をご覧ください。

27

死亡保険金受取人が死亡された場合

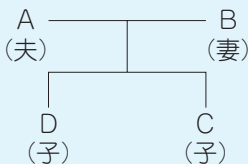
<お願い>

死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに会社にご連絡ください。

- ◆新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- ◆万一、死亡保険金受取人の変更手続きをされない間に、死亡保険金の支払事由が発生した場合は、つぎのような取扱いとなります。

（例）

（保険契約者・被保険者 Aさん）
（死亡保険金受取人 Bさん）



Aさんより先にBさんが死亡し、その後死亡保険金受取人の変更手続きをされない間にAさんが死亡（死亡保険金支払事由の発生）した場合

Bさんの法定相続人で、Aさんの死亡時に生存しているCさん、Dさんが死亡保険金受取人となります。

- 死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。
（注）保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、支店または本社までご連絡ください。

◆保険金の税法上の取扱い

- 生命保険金は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって税法上の取扱いが異なります。
- 保険契約者または保険金受取人の変更の際は、税法上の取扱いを充分ご確認のうえご請求願います。（32. 生命保険と税制上の特典 をご覧ください。）

28

住所変更などの場合

- ◆転居、住居表示の変更などによって、ご住所を変更されたときは、ただちに支店または本社までご連絡ください。

ご連絡いただきたい事項

- 保険証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）
- 保険契約者名
- 新住所と電話番号
- 旧住所

- ◆保険契約者・被保険者・保険金受取人が改姓または改名されたとき、あるいは保険証券を紛失または盗難にあわれたときも、ただちに支店または本社までご連絡ください。

<お願い>

保険証券・領収証は大切に保存してください。

29

保険金の請求訴訟

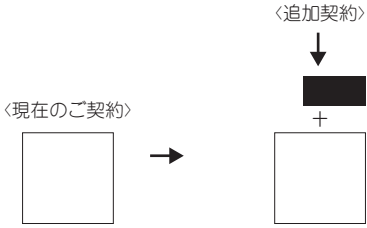
保険金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内の支店所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

〔ただし、契約日から1年以内に発生した事由に基づく保険金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所のみを、合意による管轄裁判所とします。〕

30

保障を大きくする方法

現在のご契約の保障を大きくしたいときは、つぎのような方法がご利用いただけます。

ご利用いただく方法	追加契約
特 徴	・ 現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実することができます。
しくみ	・ 現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ・ ご契約は2件になります。
図 解	 <p style="text-align: center;"> <現在のご契約> <追加契約> □ ↓ ■ + □ □ </p>
保険料	・ 新しい保険のご契約時の加入年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払いいただきます。

<ご注意>

- あらかじめ診査（または告知）が必要になります。健康状態によっては、ご利用できない場合があります。

31

年金移行・介護保障移行の取扱い

1. 年金への移行

保険料払込期間満了後、将来の一生保障（死亡・高度障害保障）の全部または一部にかえて、年金に移行することができます。

◆移行できる年金の内容はつぎのとおりです。

〔10年保証期間付終身年金（定額型）をお選びの場合〕

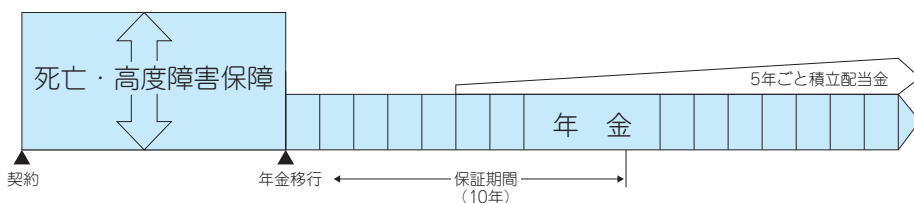
- 被保険者が年金支払開始日の毎年の応当日に生存している限り、第1回年金額と同額の年金を、ご契約者にお支払いします。
- 保証期間中に被保険者が死亡した場合は、残余保証期間の未払年金の現価を、ご契約者にお支払いします。

（注）10年保証期間付終身年金については、毎年の年金額が増額する〔通増型〕も選択いただけます。

〔5年・10年・15年確定年金をお選びの場合〕

- 被保険者が年金支払期間中、年金支払開始日の毎年の応当日に生存している限り、第1回年金額と同額の年金を、ご契約者にお支払いします。
- 年金支払期間中に被保険者が死亡した場合は、残余年金支払期間の未払年金の現価を、ご契約者にお支払いします。

〔しくみ図〕 一生保障の全部にかえて年金を選択した場合
〔10年保証期間付終身年金（定額型）の場合〕



<ご注意>

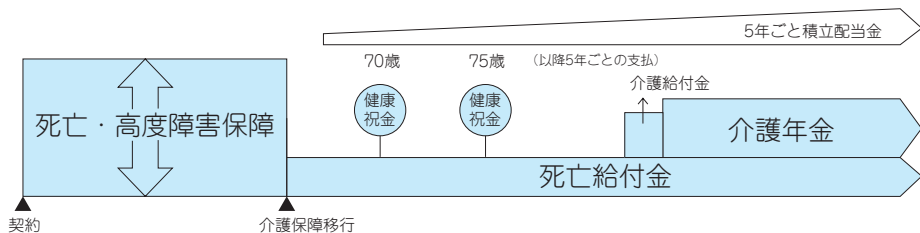
- ◆つぎの場合には、年金への移行のお取扱いはできません。
 - 契約日後10年を経過していないとき（保険料が一時払の場合には契約日後5年を経過していないとき）
 - 被保険者の年齢が50歳未満または86歳以上のとき
 - 主契約が延長定期保険に変更されているとき
 - 第1回基本年金額が当社所定の金額を下回るとき
 - ◆年金支払開始日以後は、年金の解約、基本年金額の減額、契約者貸付などのお取扱いはいたしません。
 - ◆年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受取になる年金額は、年金支払開始日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されます。
- くわしくは「5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」をご覧ください。

2. 介護保障への移行

保険料払込期間満了後、将来の一生涯保障（死亡・高度障害保障）の全部または一部にかえて、介護保障に移行することができます。

- ◆介護保障への移行の場合の保障のあらまはつぎのとおりです。
 - 被保険者が寝たきり状態または器質性痴呆により要介護状態に該当し、所定の期間その状態が継続したときは、その状態に応じて介護年金、介護給付金をお支払いします。
 - 被保険者が死亡した場合は、死亡給付金をお支払いします。
 - 介護保障には、健康祝金をお支払いする「Ⅰ型」と、健康祝金の給付のない「Ⅱ型」があり、いずれかをお選びいただけます。
- 「Ⅰ型」をお選びの場合、被保険者が70歳以降5年ごとの契約応当日に介護年金の支払事由に該当していないときは、健康祝金をお支払いします。

〔しくみ図〕 一生涯保障の全部にかえて、介護保障を選択した場合〔Ⅰ型の場合〕



◆ 給付の内容は、つぎのとおりです。

- 被保険者が介護保障への移行日以後、傷害または疾病により所定の要介護状態に該当し、つぎのお支払事由に該当することが医師によって診断確定されたときに介護給付金・介護年金をお支払いします。

		お支払事由	お支払額	受取人
介護給付金	第1級介護給付金	第1級要介護状態に該当した日から起算して180日その状態が継続したとき	$\begin{aligned} & \text{基本介護年金額} \\ & \times \\ & (\text{支払事由発生日から起算してその直後の年単位の契約} \\ & \text{応当日の前日までの日数}) \\ & \div \\ & (\text{支払事由発生日の直前の} \\ & \text{年単位の契約応当日から起算してその直後の契約} \\ & \text{応当日の前日までの日数}) \end{aligned}$	介護年金受取人
	第2級介護給付金	第2級要介護状態に該当した日から起算して180日その状態が継続したとき（ただし、第1級要介護給付金の支払事由に該当するときに除きます）	$\begin{aligned} & \text{基本介護年金額の60\%} \\ & \times \\ & (\text{支払事由発生日から起算してその直後の年単位の契約} \\ & \text{応当日の前日までの日数}) \\ & \div \\ & (\text{支払事由発生日の直前の} \\ & \text{年単位の契約応当日から起算してその直後の年単位の契約} \\ & \text{応当日の前日までの日数}) \end{aligned}$	
介護年金	第1級介護年金	年単位の契約応当日に第1級要介護状態が180日以上継続しているとき	基本介護年金額	
	第2級介護年金	年単位の契約応当日に第2級要介護状態が180日以上継続しているとき（ただし第1級要介護年金の支払事由に該当するときに除きます）	基本介護年金額の60%	

(注) 「第1級要介護状態」「第2級要介護状態」については、「5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項 別表2 要介護状態」をご覧ください。

- 被保険者が、介護保障への移行日以後、つぎのお支払事由に該当したときは、死亡給付金・健康祝金（I型を選択された場合のみ）をお支払します。

	お支払事由	お支払額	受取人
死亡給付金	死亡されたとき	基本介護年金額の50%	主契約の死亡保険金受取人
健康祝金（I型のみ）	被保険者が70歳に達する契約応当日、およびその後5年ごとの契約応当日に生存されているとき（ただし、同時に介護年金の支払事由が生じたとき、または、支払事由が生じた日がこの特約の締結日であるときを除きます。）	基本介護年金額の50%	保険契約者

- ◆介護保障へ移行の際には、当社指定の医師による診査を受け、健康状態などについて告知していただきます。おからだの状態などによっては、介護保障への移行をお断りする場合があります。なお、所定の条件に該当する場合には医師による診査を省略し、告知書のみによるお取扱いをすることがあります。
- ◆つぎのような場合には、介護給付金・介護年金・死亡給付金をお支払いできません。

- 介護給付金・介護年金をお支払いできない場合
 - ・保険契約者、被保険者または介護年金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・被保険者の薬物依存によるとき
- 死亡給付金をお支払いできない場合
 - ・保険契約者の故意によるとき
 - ・主契約の死亡保険金受取人の故意によるとき
- 介護給付金・介護年金・死亡給付金ともお支払いできない場合
 - ・戦争その他の変乱によるとき（※1）
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、5年ごと利差配当付介護保障移行特約が解除されたとき
 - ・重大事由（※2）により介護保障移行部分が解除されたとき

（※1）その該当被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じ、介護給付金、介護年金または死亡給付金の全額もしくは一部をお支払いします。

（※2）重大事由とは、つぎのことをいいます。

- ・介護給付金、介護年金、死亡給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
- ・介護給付金、介護年金、死亡給付金等の請求に関し詐欺行為があったとき
- ・他の保険契約との重複によって、給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ・主契約に付加されている特約が重大事由によって解除されたとき
- ・その他、介護保障に移行した部分を継続することが期待しえない上記と同等の理由があるとき

<ご注意>

- ◆つぎの場合は、介護保障への移行のお取扱いはできません。
 - 契約日後10年を経過していないとき（保険料が一時払の場合には契約日後5年を経過していないとき）
 - 被保険者の年齢が50歳未満または80歳以上のとき
 - 主契約に特別条件が適用されているとき（適用されている特別条件が保険金削減支払法のみときは、保険金削減期間経過後にお取扱いいたします。）
 - 主契約が延長定期保険に変更されているとき
 - 基本介護年金額が当社所定の金額を下回るとき
- ◆5年ごと利差配当付介護保障移行特約締結後の介護保障移行部分については、基本介護年金額の減額および契約者貸付のお取扱いはいたしません。
- ◆基本介護年金額は、この特約の締結日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）により計算します。

くわしくは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項」をご覧ください。

32

生命保険と税制上の特典

(平成20年4月現在)

1. 生命保険料控除の特典

- ◆ 当年中（1月から12月まで）にお払込みの保険料については、つぎの割合でその年の所得から控除されますので、それに応じて所得税と住民税が軽減されます。
- ◆ 年末調整または確定申告のときお忘れなくご申告ください。

[所得税の生命保険料控除]

生命保険料の金額	控除される金額
25,000円以下	全額
25,001円から 50,000円まで	生命保険料 $\times \frac{1}{2}$ + 12,500円
50,001円から 100,000円まで	生命保険料 $\times \frac{1}{4}$ + 25,000円
100,001円以上	一律50,000円

[住民税の生命保険料控除]

生命保険料の金額	控除される金額
15,000円以下	全額
15,001円から 40,000円まで	生命保険料 $\times \frac{1}{2}$ + 7,500円
40,001円から 70,000円まで	生命保険料 $\times \frac{1}{4}$ + 17,500円
70,001円以上	一律35,000円

- ◆ 保険料の金額が1契約につき9,000円をこえるときは、当社が「生命保険料控除証明書」を発行いたします。年末調整または確定申告のときに添付しなければなりませんので、そのときまで大切に保管してください。（団体扱契約の場合は、団体事務責任者の証明ですみますから必要ありません。）

2. 税法上の取扱い

死亡保険金、年金（5年ごと利差配当付年金支払移行特約による）の税法上の取扱い

- ◆ 契約者・被保険者・受取人の関係によって、つぎのとおり保険金に対する税金が異なります。

	契約形態	契約例			課税の種類
		契約者	被保険者	受取人	
死亡保険金	契約者と被保険者が同一人	夫	夫	妻	相続税
	契約者と受取人が同一人	夫	妻	夫	所得税(一時所得)
	契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	夫	妻	子	贈与税
年金	契約者と受取人が同一人	夫	夫	夫	所得税(雑所得)

3. 非課税扱いの特典

◆生命保険金非課税扱いの特典

契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金の受取人が被保険者の法定相続人の場合、死亡保険金（契約が2件以上の場合は合計します。）は「500万円×法定相続人の数」を限度として非課税扱いになります。

（相続税法第12条）

◆高度障害保険金、特定状態保険金の非課税扱いの特典

- 高度障害保険金、特定状態保険金は非課税扱いになります。ただし、ご契約者が法人で、かつ高度障害保険金または特定状態保険金の受取人である場合を除きます。

（所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21）

このような場合ただちにご連絡ください

◆ご契約に関する各種お手続きや・ご相談・ご照会・苦情につきましては、富士生命お客様サービスセンターへご連絡ください。

※なお、各種手続き、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人様（死亡保険金のご請求は受取人様、高度障害保険金のご請求は被保険者様）からお願いいたします。

お問い合わせ先
お客様サービスセンター TEL 0120-211-901

◆受付時間

月曜日～金曜日 9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

お手続き例	具体的手続き例
①改姓・改名等	改姓・改名、受取人変更
②住所変更等	住所変更、町名変更
③保険料のお支払い等	保険料の払込方法の変更
④ご契約内容の変更等	保険期間・保険料払込期間の変更
⑤年金等のご請求等	年金のご請求受付
⑥口座変更等	保険料払込口座・年金受取口座の変更
⑦紛失等	保険証券の再発行
⑧その他お手続き等	具体的なお手続き等の説明

※各種お問い合わせの際には保険証券番号、契約者氏名、生年月日、ご登録の住所、電話番号をお知らせください。

（注）お申出の内容・契約形態により、支店・営業課で対応させていただく場合があります。

◆あらゆるお手続きに保険証券はかかせないものです。保険証券、領収証は大切に保管してください。

◆当社のお手続きに関する事項や各種情報につきましては、当社ホームページをご覧ください。

富士生命ホームページ
http://www.fujiseimei.co.jp/

●(社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）

また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

低解約返戻金型終身保険普通保険約款 目次

<p>この保険の概要</p> <p>1. 保険金の支払</p> <p>第1条 保険金の支払 ……………64</p> <p>第2条 保険金の支払に関する補則 ……………64</p> <p>第3条 保険金支払方法の選択 ……………64</p> <p>第4条 保険金の請求、支払時期および支払場所 ……………64</p> <p>2. 保険料払込の免除</p> <p>第5条 保険料払込の免除 ……………65</p> <p>第6条 保険料の払込を免除しない場合 ……………65</p> <p>第7条 保険料払込免除の請求 ……………65</p> <p>3. 会社の責任開始期</p> <p>第8条 会社の責任開始期 ……………65</p> <p>4. 保険料の払込</p> <p>第9条 保険料の払込 ……………65</p> <p>第10条 保険料の払込方法（経路）……………66</p> <p>第11条 保険料の前納または一括払 ……………66</p> <p>5. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効</p> <p>第12条 猶予期間および保険契約の失効 ……………66</p> <p>6. 保険料の振替貸付</p> <p>第13条 保険料の振替貸付 ……………66</p> <p>第14条 保険料の振替貸付の取消 ……………67</p> <p>7. 保険契約の復活</p> <p>第15条 保険契約の復活 ……………67</p> <p>8. 詐欺および不法取得目的による無効</p> <p>第16条 詐欺および不法取得目的による無効 ……………67</p> <p>9. 告知義務および保険契約の解除</p> <p>第17条 告知義務 ……………67</p> <p>第18条 告知義務違反による解除 ……………67</p> <p>第19条 保険契約を解除できない場合 ……………67</p> <p>第20条 重大事由による解除 ……………67</p> <p>10. 解約および解約返戻金</p> <p>第21条 解約 ……………68</p> <p>第22条 解約返戻金 ……………68</p> <p>11. 契約内容の変更</p> <p>第23条 保険金額の減額 ……………68</p> <p>第24条 延長定期保険への変更および復旧 ……………68</p> <p>第25条 払済保険への変更および復旧 ……………69</p> <p>第26条 保険料払込期間の変更 ……………69</p> <p>12. 契約者貸付</p> <p>第27条 契約者貸付 ……………69</p>	<p>13. 保険金の受取人</p> <p>第28条 保険金の受取人の代表者 ……………69</p> <p>第29条 死亡保険金受取人の指定または変更 ……………69</p> <p>14. 保険契約者</p> <p>第30条 保険契約者の代表者 ……………69</p> <p>第31条 保険契約者の変更 ……………69</p> <p>第32条 保険契約者の住所の変更 ……………69</p> <p>15. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理</p> <p>第33条 年齢の計算 ……………70</p> <p>第34条 契約年齢および性別の誤りの処理 ……………70</p> <p>16. 契約者配当</p> <p>第35条 契約者配当 ……………70</p> <p>17. 時効</p> <p>第36条 時効 ……………70</p> <p>18. 被保険者の業務、転居および旅行</p> <p>第37条 被保険者の業務、転居および旅行 ……………70</p> <p>19. 管轄裁判所</p> <p>第38条 管轄裁判所 ……………70</p> <p>20. 契約内容の登録</p> <p>第39条 契約内容の登録 ……………70</p> <p>21. 保険料の一部一時払の特則</p> <p>第40条 保険料の一部一時払の特則 ……………71</p> <p>22. 保険料の払込完了の特則</p> <p>第41条 保険料の払込完了の特則 ……………71</p> <p>23. 保険料のステップ払込方式の特則</p> <p>第42条 保険料のステップ払込方式の特則 ……………71</p> <p>24. 保険料の中途一部一時払の特則</p> <p>第43条 保険料の中途一部一時払の特則 ……………71</p> <p>別表1 請求書類 ……………72</p> <p>別表2 対象となる不慮の事故 ……………73</p> <p>別表3 対象となる高度障害状態 ……………73</p> <p>別表4 対象となる身体障害の状態 ……………73</p>
---	---

低解約返戻金型終身保険普通保険約款

(平成19年4月2日改正)

(この保険の概要)

この保険は被保険者の一生涯にわたって、万一の場合の保障を確保する保険であって、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。なお、死亡保険金額および高度障害保険金額は同額です。

- (1) 死亡保険金
被保険者が死亡したときに支払います。
 - (2) 高度障害保険金
被保険者が所定の高度障害状態になったときに支払います。
 - (3) 保険料の払込免除
被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったときにその後の保険料の払込を免除します。
2. この保険は、一定期間解約返戻金の水準を低く設定し、それを保険料に反映することにより、保険契約者が保険契約を長期に継続することを支援するものです。

1. 保険金の支払

(保険金の支払)

第1条 この保険契約において支払う保険金はつぎのとおりです。

保険金の種類	支払額	受取人	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	保険金額	死亡保険金受取人	被保険者が死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期（復活の取扱いが行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱いが行なわれた後の復旧部分については最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	保険金額	被保険者	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として高度障害状態（別表3）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りません。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

(保険金の支払に関する補則)

- 第2条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
2. 会社が被保険者の高度障害状態（別表3）を認めて高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。
 3. 死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 4. 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、前条の規定にかかわらず、高度障害保険金の受取人は保険契約者とします。
 5. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
 6. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表3）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められたときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
 7. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、会社は、責任準備金を保険契約者（第3号の場合には、死亡保険金受取人）に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。
 - (2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
 8. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
 9. 保険金を支払うときに保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は保険金からそれらの元利金を差し引きます。

(保険金支払方法の選択)

第3条 保険契約者（保険金の支払事由発生後はその保険金の受取人）は、保険金の一時支払にかえて、会社の定めるところによりすえ置支払または年金支払を選択することができます。

(保険金の請求、支払時期および支払場所)

- 第4条 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その保険金を請求してください。
 3. 会社は、官公庁、会社、組合、工場その他の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および保険金の受取人として、その団体から給与の支払を受ける者を被保険者とする保険契約（以下「事業保

険契約」といいます。)の場合、保険契約者である団体が当該事業保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金の請求の際、前項に定める書類のほかに第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類の提出を求めます。ただし、受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 第2項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
5. 保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、その請求に必要な書類が会社の本店に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店で支払います。
6. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様とします。

2. 保険料払込の免除

(保険料払込の免除)

- 第5条** 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態(別表4)に該当したときは、会社は、つぎに到来する第9条(保険料の払込)第2項の保険料期間以降の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害の状態(別表4)に該当したときも同様とします。
2. 保険料の払込が免除された場合には、以後第9条(保険料の払込)に定める払込方法(回数)に応じ、それぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
3. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料払込の免除事由の発生時以後契約内容の変更、保険料の払込完了および保険料の中途一部一時払に関する規定を適用しません。

(保険料の払込を免除しない場合)

- 第6条** 被保険者がつぎのいずれかによって前条の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相

当する運転をしている間に生じた事故

(7) 地震、噴火または津波

(8) 戦争その他の変乱

2. 前項第7号または第8号の原因によって身体障害の状態(別表4)に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、保険料の払込を免除することがあります。

(保険料払込免除の請求)

- 第7条** 保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. 保険契約者は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、保険料の払込免除を請求してください。
3. 保険料払込の免除の請求については、第4条(保険金の請求、支払時期および支払場所)第4項および第6項の規定を準用します。

3. 会社の責任開始期

(会社の責任開始期)

第8条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
……第1回保険料を受け取った時
- (2) 会社所定の領収証をもって第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
……第1回保険料充当金を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
2. 前項により会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険料払込期間の計算にあたっては契約日から起算します。
4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合にはその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険証券の交付をもって承諾の通知にかえることがあります。

4. 保険料の払込

(保険料の払込)

第9条 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回つぎの各号の保険料の払込方法(回数)にしたがい、次条第1項に定める払込方法(経路)により、つぎに定める期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んでください。

(1) 月払契約の場合

月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで

(2) 年払契約または半年払契約の場合

年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2. 前項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法(回数)に応じ、それぞれの契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間(以下「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。
3. 第1項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したとき、または保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金の

受取人)に払い戻します。

4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。
5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
6. 前項の場合、未払込保険料の払込については第12条(猶予期間および保険契約の失効)の規定を準用します。
7. 保険契約者は、保険料の払込方法(回数)を変更することができます。
8. 月払の保険契約が保険金額の減額等によって会社の定める月払取扱の範囲外となったときは、保険料の払込方法(回数)を年払または半年払に変更します。

(保険料の払込方法(経路))

第10条 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。

- (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 所属団体を通じ払い込む方法(所属団体と会社との間に団体取扱に関する協定が締結されている場合に限りです。)
2. 前項各号のいずれかの方法によっても当該払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ、会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込むことができます。
 3. 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法(経路)を変更することができます。
 4. 保険料の払込方法(経路)が第1項第1号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲外となったときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法(経路)を他の払込方法(経路)に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法(経路)の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

(保険料の前納または一括払)

第11条 保険契約者は、会社の定めるところにより、将来の年払保険料または半年払保険料2年分以上を前納することができます。この場合には、会社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。

2. 前項の保険料前納金は、会社所定の利率による複利計算の利息をつけて会社に積み立てて置き、年単位または半年単位の契約応当日ごとに年払保険料または半年払保険料の払込に充当します。
3. 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。
4. 保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。
5. 月払契約の場合には、保険契約者は、会社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あると

きは、会社所定の割引率で保険料を割引します。

6. 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。

5. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

(猶予期間および保険契約の失効)

第12条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- (1) 月払契約の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は解約返戻金を請求することができます。
 3. 猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。
 4. 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。

6. 保険料の振替貸付

(保険料の振替貸付)

第13条 保険料の払込がないままで、猶予期間を過ぎた場合でも、この保険契約に解約返戻金があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、会社は、自動的に払い込むべき保険料に相当する額を貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。

2. 本条の貸付は貸し付ける保険料相当額とその利息の合計額が、解約返戻金額(その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。)をこえない間、行なわれるものとします。
3. 本条の貸付は、猶予期間満了時に貸し付けたものとします。
4. 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率(年払契約においては年8%以下、半年払契約においては半年4%以下、月払契約においては月8/12%以下で定めます。)で計算し、次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日(年払契約または半年払契約においては次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日の属する月の末日)ごとに元金に繰り入れます。
5. 保険契約が消滅した場合に、本条の貸付または契約者貸付があるときは、会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。
6. 本条の貸付および契約者貸付の元利金が解約返戻金額をこえる場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、会社の指定した期日までに、会社所定の金額以上を払い込んでください。
7. 前項の払込がなかったときは、保険契約は、会社の指定した期日の翌日から効力を失います。

(保険料の振替貸付の取消)

第14条 保険料の振替貸付が行なわれた場合でも、つぎの日までに、保険契約者から保険契約の解約または延長定期保険もしくは払済保険への変更の請求があったときは、会社は、保険料の振替貸付を行なわなかったものとして、その請求による取扱をします。

- (1) 月払契約の場合
猶予期間満了の日の属する月の翌月の末日
- (2) 年払契約または半年払契約の場合
猶予期間満了の日の属する月の3か月後の月の末日

7. 保険契約の復活

(保険契約の復活)

第15条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して3年以内は、会社所定の書類(別表1)を提出して、保険契約の復活を請求することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した後は、保険契約の復活を請求することはできません。

2. 保険契約の復活を会社が承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、延滞保険料(復活した時までにすでに保険料期間の到来していた未払込の保険料の)をいいます。以下同じ。)を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。また、保険料の振替貸付および契約者貸付の元利金が解約返戻金額をこえることにより効力を失った保険契約を復活するときは、延滞保険料に加えて、別に会社の定める金額以上を払い込んでください。
3. 第8条(会社の責任開始期)第1項の規定は、本条の場合に準用します。

8. 詐欺および不法取得目的による無効

(詐欺および不法取得目的による無効)

第16条 保険契約の締結、復活または復旧に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、保険契約(復旧の場合には、復旧部分)を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

2. 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、復活または復旧したときは、その保険契約(復旧の場合には、復旧部分)は無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

9. 告知義務および保険契約の解除

(告知義務)

第17条 会社が、保険契約の締結、復活または復旧の際、書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第18条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約(復旧の場合には、復旧部分をいいます。以下本

条において同じ。)を解除することができます。

2. 会社は、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに保険金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、保険金の返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、被保険者の死亡、高度障害状態(別表3)、身体障害の状態(別表4)が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第19条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 会社が、保険契約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
- (2) 会社が、解除の原因となる事実を知った日(正当な理由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる日)からその日を始めて1か月を経過したとき。
- (3) 責任開始期の属する日からその日を始めて2年以内に、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じなかったとき。

(重大事由による解除)

第20条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金(保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) 保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) 保険契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合
 - (4) その他保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに保険金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、保険金の返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
 3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、

その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

10. 解約および解約返戻金

(解約)

第21条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

(解約返戻金)

第22条 解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間における解約返戻金は、前項の規定により計算したものに低解約返戻金割合として保険証券に記載の1よりも小さい割合を乗じて計算します。

3. つぎの各号に定める事項に関する解約返戻金の計算をする場合、当該各号に定める日が、低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間に属するときに、前項の規定を適用します。

(1) 第12条（猶予期間および保険契約の失効）の規定による保険契約の失効

猶予期間満了の日の翌日

(2) 第13条（保険料の振替貸付）の規定による保険料の振替貸付

猶予期間満了の日の翌日

(3) 第18条（告知義務違反による解除）の規定による告知義務違反による解除および第20条（重大事由による解除）の規定による重大事由による解除

保険契約を解除する旨の通知が保険契約者（保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人）に到達した日

(4) 第21条（解約）の規定による解約

会社所定の書類（別表1）が会社の本店に到着した日

(5) 第23条（保険金額の減額）の規定による保険金額の減額請求に必要な書類（別表1）が会社の本店に到着した日

(6) 第24条（延長定期保険への変更および復旧）の規定による延長定期保険への変更

請求に必要な書類（別表1）が会社の本店に到着した日

(7) 第25条（払済保険への変更および復旧）の規定による払済保険への変更

請求に必要な書類（別表1）が会社の本店に到着した日

(8) 第27条（契約者貸付）の規定による契約者貸付

貸付に必要な書類（別表1）が会社の本店に到着した日

4. 前3項の規定を適用してもとの保険契約を延長定期保険または払済保険に変更した場合、変更後の延長定期保険または払済保険の解約返戻金の計算については、前2項の規定を適用しません。

5. 保険契約者は、解約返戻金を請求するときは、会社所定の書類（別表1）を提出してください。

6. 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第4

条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

11. 契約内容の変更

(保険金額の減額)

第23条 保険契約者は、保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額は会社の定める金額以上であることを要します。

2. 保険金額を減額したときは、減額分は解約したものと取り扱います。

3. 保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

4. 保険金額を減額した場合に、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この場合の返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

(延長定期保険への変更および復旧)

第24条 保険料払込期間中は、保険契約者は、会社の承諾を得て、次回以後の保険料払込を中止し、解約返戻金（保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。）を充当して延長定期保険に変更することができます。この場合、その保険金額は、会社の定めるところにより、もとの保険契約の保険金額（保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、もとの保険契約の保険金額からそれらの元利金を差し引いた金額）と同額とします。

2. 延長定期保険期間がもとの保険契約の保険料払込期間満了の日（もとの保険契約の保険料払込期間満了の日の翌日）における被保険者の年齢が80歳をこえるときまたはもとの保険契約の保険料払込期間が終身のときは、80歳となる契約当日の前日）をこえるときは、その日までとし、生存保険を付加します。

3. 延長定期保険に変更した後は、つぎに定めるところによって保険金を支払います。

(1) 被保険者が延長定期保険期間中に死亡したときは、第1項の規定によって定められた額の死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、第1条（保険金の支払）に定める死亡保険金の免責事由に該当したときは支払いません。

(2) 被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病によって延長定期保険期間中に高度障害状態（別表3）になったときは、前号の死亡保険金と同額の高度障害保険金を被保険者に支払います。ただし、第1条（保険金の支払）に定める高度障害保険金の免責事由に該当したときは、支払いません。

(3) 被保険者が延長定期保険期間中に、回復の見込の有無を除いては高度障害状態（別表3）に該当し、延長定期保険期間の満了時にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、延長定期保険期間の満了後にその回復の見込がないことが明らかになって高度障害状態（別表3）に該当したときは、会社は、延長定期保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態（別表3）に該当したものとみなして高度障害保険金を支払います。

(4) 前項の規定により生存保険が付加された場合で、被保険者が延長定期保険期間の満了時に生存しているときは、生存保険金を保険契約者に支払います。

4. 第1条（保険金の支払）、第2条（保険金の支払に関する補則）、第3条（保険金支払方法の選択）および第4条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定は、前項の場合に準用します。
5. 延長定期保険に変更した後は、契約者貸付は行ないません。
6. 延長定期保険期間が1年未満となるときは、本条の変更は取り扱いません。
7. 延長定期保険に変更後3年以内は、保険契約者は、会社の承諾を得て、もとの保険契約に復旧することができます。この場合には、会社所定の金額を払い込んでください。
8. 延長定期保険への変更または復旧をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
9. 第8条（会社の責任開始期）第1項の規定は、本条の復旧の場合に準用します。

（払済保険への変更および復旧）

- 第25条** 保険料払込期間中は、保険契約者は、次回以後の保険料払込を中止し、解約返戻金（保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。）を充当して保険金額を定め、この保険の払済保険に変更することができます。
2. 前項の場合、払済保険の保険金額がもとの保険契約の保険金額をこえるときは、もとの保険契約の保険金額と同額とし、解約返戻金の残額を保険契約者に支払います。
 3. 払済保険に変更した後の保険金の支払については、この約款に定めるところによります。
 4. 払済保険の保険金額が会社の定めた金額に満たない場合には、本条の変更は取り扱いません。
 5. 払済保険に変更後3年以内は、保険契約者は、会社の承諾を得て、もとの保険契約に復旧することができます。この場合には、会社所定の金額を払い込んでください。
 6. 払済保険への変更または復旧をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 7. 第8条（会社の責任開始期）第1項の規定は、復旧部分について準用します。

（保険料払込期間の変更）

- 第26条** 保険契約者は、保険料が払い込まれ有効に継続しているときは、会社の承諾を得て、保険料払込期間を短縮することができます。
2. 保険料払込期間を短縮するときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 3. 保険料払込期間を短縮するときは、責任準備金の差額の払込を要します。この場合、その後の保険料を改めます。

12. 契約者貸付

（契約者貸付）

- 第27条** 保険契約者は、解約返戻金額の9割（保険料払込済の保険契約については8割とし、また、保険料の振替貸付または本条の貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。）の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が5万円に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、貸付に必要な書類（別表1）を提出してください。
 3. 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算します。
 4. 保険契約が消滅した場合には、本条の貸付または保険料の

振替貸付があるときは、会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。

5. 本条の貸付および保険料の振替貸付の元利金が解約返戻金額をこえる場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、会社の指定した期日までに、会社所定の金額以上を払い込んでください。
6. 前項の払込がなかったときは、保険契約は会社の指定した期日の翌日から効力を失います。

13. 保険金の受取人

（保険金の受取人の代表者）

- 第28条** 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

（死亡保険金受取人の指定または変更）

- 第29条** 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を指定または変更することができます。
2. 前項の指定または変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
 3. 第1項の指定または変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。
 4. 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間に死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人）で死亡保険金の支払事由の発生時に生存している者を死亡保険金受取人とします。
 5. 前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

14. 保険契約者

（保険契約者の代表者）

- 第30条** 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
 3. 保険契約者が数人ある場合には、その責任は連帯とします。

（保険契約者の変更）

- 第31条** 保険契約者またはその承継人は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 前項の承継をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
 3. 第1項の承継をしたときは、保険証券に表示します。

（保険契約者の住所の変更）

- 第32条** 保険契約者が住所を変更したときは、すみやかに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。

2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

15. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

(年齢の計算)

- 第33条** 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

- 第34条** 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。
- (1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、会社の定めるところにより処理します。
 - (2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日に契約したものととして会社の定めるところにより処理します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、会社の定めるところにより処理します。

16. 契約者配当

(契約者配当)

- 第35条** この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

17. 時効

(時効)

- 第36条** 保険金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払または保険料払込の免除を請求する権利は、支払事由または保険料払込の免除事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間請求がない場合には消滅します。

18. 被保険者の業務、転居および旅行

(被保険者の業務、転居および旅行)

- 第37条** 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

19. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

- 第38条** この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地

と同一の都道府県内にある支店（同一の都道府県内に支店がないときは、最寄りの支店）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。ただし、契約日からその日を含めて1年以内に生じた事由にもとづく保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所のみをもって、合意による管轄裁判所とします。

2. この保険契約における保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

20. 契約内容の登録

(契約内容の登録)

- 第39条** 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
 5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
 9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共

別表1 請求書類

(1) 保険金、保険料払込免除の請求書類

項目	必要書類
1 死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2 高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3 保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

(2) その他の請求書類

項目	必要書類
1 保険契約の復活	(1) 会社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書
2 解約返戻金	(1) 会社所定の解約返戻金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
3 契約内容の変更 ・保険金額の減額 ・延長定期保険への変更および復旧 ・払済保険への変更および復旧 ・保険料払込期間の変更	(1) 会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券 (5) 被保険者についての会社所定の告知書（復旧、延長定期保険への変更の場合）
4 保険料の払込完了の特則による払込	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
5 契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
6 死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7 保険契約者の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、1の請求については、会社の指定した医師に被保険者の診断を行なわせることがあります。	

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928

17. 医薬品および生物学的製剤の治療上による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表4 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- (4) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (8) 10足指を失ったもの

備考【別表3、別表4】

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの

保険料払込免除特約条項 目次

この特約の概要

第1条 保険料払込の免除	75
第2条 保険料の払込を免除しない場合	76
第3条 保険料払込免除の請求	76
第4条 特約の締結	76
第5条 特約の責任開始期	76
第6条 保険料率	76
第7条 特約の失効	76
第8条 特約の復活	76
第9条 特約の解約	76
第10条 特約の解約返戻金	76
第11条 特約の消滅とみなす場合	76
第12条 特約の契約者配当	76
第13条 主約款等の規定の準用	76

第14条 特約の復旧	76
第15条 特約の更新	76
第16条 主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱	77
第17条 主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱	77
第18条 医療保険に付加した場合の特則	77
第19条 がん保険に付加した場合の特則	77
別表1 請求書類	78
別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中	78
別表3 対象となる身体障害の状態	78
別表4 対象となる要介護状態	79

保険料払込免除特約条項

(平成20年9月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者が特定の疾病により所定の状態に該当したとき、傷害もしくは疾病により所定の身体障害の状態に該当したときまたは傷害もしくは疾病により所定の要介護状態に該当したときに、その後の保険料の払込を免除することを主な内容とするものです。

(保険料払込の免除)

第1条 主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が、主契約の保険料払込期間中につきの各号のいずれかの事由に該当したとき（主契約の普通保険約款に定める保険料払込の免除事由に該当したときを除きます。）は、会社は、つぎに到来する主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料期間以降の主契約および主契約に付加される会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）の保険料の払込を免除します。

(1) 被保険者がこの特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行われた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）前を含めて初めて悪性新生物（別表2）に罹患したと医師により病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術の全部またはいずれかにより診断確定されたとき

(2) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき。

(ア) 急性心筋梗塞（別表2）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき。

(イ) 脳卒中（別表2）を発病し、その疾病により初めて

医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。

(3) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、身体障害の状態（別表3）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り、）を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。ただし、被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因として身体障害の状態（別表3）に該当した場合でも、その傷害または疾病に関して主契約に定める告知義務違反がないときは、その傷害または疾病はこの特約の責任開始期以後に生じたものとみなします。

(4) 被保険者がつぎの条件のすべてを満たすことが医師によって診断確定されたとき

(ア) この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、別表4の要介護状態に該当したこと

(イ) 要介護状態が、その該当した日から起算して継続して180日あること

2. 前項第1号の事由に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（別表2の表2中、基本分類表番号174または175の悪性新生物。以下同じ。）に罹患したと医師により診断確定されたときは、主契約および主特約の保険料（以下「保険料」といいます。）の払込を免除しません。ただし、その後（乳房の悪性新生物についてはこの特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後）、被保険者が新たに悪性新生物（別表2）に罹患したと医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除します。

(保険料の払込を免除しない場合)

第2条 被保険者がつぎのいずれかによって前条に該当した場合には、会社は保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (7) 被保険者の薬物依存
 - (8) 地震、噴火または津波
 - (9) 戦争その他の変乱
2. 前項第8号または第9号の原因によって保険料払込の免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約が付加された保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、保険料の払込を免除することがあります。

(保険料払込免除の請求)

第3条 保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。

2. 保険契約者は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、保険料の払込免除を請求してください。
3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めます。
4. 保険契約者または被保険者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様とします。

(特約の締結)

第4条 保険契約者は、主契約の契約締結の際、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を会社の定める主契約に付加して締結することができます。

(特約の責任開始期)

第5条 この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

(保険料率)

第6条 この特約が付加される場合、主契約および主特約には、この特約が付加される場合の保険料率を適用します。

(特約の失効)

第7条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

第8条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主契約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の解約)

第9条 保険契約者は、保険料払込の免除事由(主約款に定める保険料払込の免除事由を含まず。)発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約返戻金)

第10条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

2. 主約款またはこの特約条項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、保険料払込の免除事由の発生時以後、この特約の解約返戻金はありません。
3. この特約が次条第1号の規定により消滅したときは、第1項の規定を準用します。ただし、主約款の規定によって、主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(特約の消滅とみなす場合)

第11条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約の年金の支払事由が生じたとき
- (3) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

(特約の契約者配当)

第12条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主約款等の規定の準用)

第13条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款および主特約の特約条項の規定を準用します。

(特約の復旧)

第14条 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第11条(特約の消滅とみなす場合)第3号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

2. 会社が前項の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の更新)

第15条 主契約または主特約が更新された場合には、この特約についてもそれぞれ同時に更新されたものとします。

2. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 第1条(保険料払込の免除)に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
3. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき

は、会社所定の特約により更新されることがあります。

(主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱)

第16条 主契約について主約款の保険料の振替貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

2. 前項の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、この特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

(主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱)

第17条 主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

(医療保険に付加した場合の特則)

第18条 この特約を医療保険に付加した場合には、この特約条項中、「被保険者」とあるのは「主たる被保険者」と読み替えます。

(がん保険に付加した場合の特則)

第19条 この特約をがん保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第5条（特約の責任開始期）中「主契約の責任開始期」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。
- (2) この特約条項中、「被保険者」とあるのは「主たる被保険者」と読み替えます。

別表1 請求書類

項目	必要書類
保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死亡統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、表2の基本分類表番号に規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類表番号

	分類項目	基本分類表番号
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140~149
	消化器および腹膜の悪性新生物	150~159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160~165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170~175）のうち、	
	・骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	・結合組織およびその他の軟部組織の悪性新生物	171
	・皮膚の悪性黒色腫	172
	・女性乳房の悪性新生物	174
	・男性乳房の悪性新生物	175
	泌尿生殖器の悪性新生物	179~189
その他および部位不明の悪性新生物		190~199
	リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200~208
2. 急性心筋梗塞	虚心性心疾患（410~414）のうち、	
	・急性心筋梗塞	410
3. 脳卒中	脳血管疾患（430~438）のうち、	
	・くも膜下出血	430
	・脳内出血	431
	・脳動脈の狭塞	434

別表3 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

耳の障害	(1) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
上・下肢の障害	(2) 1上肢または1下肢の用を全く永久に失ったもの
内臓の障害	(3) 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの
	(4) 恒久的心臓ペースメーカーを装着したものの
	(5) 心臓に人工弁を置換したものの
	(6) 肝臓の機能に著しい障害を永久に残したもののまたは肝移植を受けたものの
	(7) 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたものの
	(8) ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したものの
	(9) 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したものの

別表4 対象となる要介護状態

つぎのいずれかに該当したとき

- (1) 常時寝たきり状態で、下表のa.に該当し、かつ、下表のb.～e.のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
 - b. 衣服の着脱が自分ではできない。
 - c. 入浴が自分ではできない。
 - d. 食物の摂取が自分ではできない。
 - e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

備考【別表3】

1. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーージオメータで行います。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $1/4(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、器質性難聴に限ります。
2. 上・下肢の障害
 - (1) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその機能を失ったものをいい、上肢の完全運動麻痺、または3大関節（肩関節、ひじ関節および手関節）中2関節以上の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。この場合は、「上肢の用を全く永久に失ったもの」には、上肢を手関節以上で失った場合を含みます。
 - (2) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全に運動機能を失ったものをいい、下肢の完全運動麻痺、または3大関節（また関節、ひざ関節および足関節）中2関節以上の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。この場合、「下肢の用を全く永久に失ったもの」には、下肢を足関節以上で失った場合を含みます。
 - (3) 関節の完全強直には、人工骨頭または人工関節をそう入置換した場合を含みます。
3. 呼吸器の機能の障害

「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量1秒率が20%以下または動脈血酸素分圧が50Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込みのない場合をいいます。
4. 酸素療法

「酸素療法を受けたもの」とは、日常のかつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して180日間継続して受けたものをいいます。
5. 恒久的心臓ペースメーカーの装着
 - (1) 心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。
 - (2) すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。

6. 人工弁の置換

- (1) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みません。
- (2) 人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

7. 肝臓の機能の障害

「肝臓の機能に著しい障害を永久に残し」とは、表1のいずれかの臨床所見が得られ、かつ、表2の検査所見の判定基準をすべて満たす、回復の見込みのない肝臓の機能低下をいいます。

表1 臨床所見

- ・腹水貯留
 - ・食道静脈瘤

表2 検査所見

検査項目	判定基準
1. 血清アルブミン	3.5/dl以下
2. 血小板	10万/μl以下
3. ICG試験15分血中停滞率	20%以上

8. 腎臓の機能障害

「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチニンクリアランス値が30ml/分未満または血清クレアチニン濃度が3.0mg/dl以上で回復の見込みのない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のもによります。

9. 人工透析療法

「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法および腎移植後の人工透析療法を除きます。

10. 腎移植

自家腎移植および再移植を除きます。

11. 人工ぼうこう

「人工ぼうこう」とは空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。

12. 直腸の切断

「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。

13. 人工肛門

「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

備考【別表4】

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、つぎの①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ一般的に低下したものであること

- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、つぎの基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型および妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年1月6日以後は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病を含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

リビング・ニース特約条項 目次

この特約の概要

第1条	特定状態保険金の支払	81
第2条	特定状態保険金の支払に関する補則	81
第3条	特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所	82
第4条	特定状態保険金を支払わない場合	82
第5条	特約の締結	82
第6条	特約の責任開始期	82
第7条	特約保険料	82
第8条	特約の失効	82
第9条	特約の復活	82
第10条	告知義務および告知義務違反による解除	82
第11条	重大事由による解除	82
第12条	特約の解約	82
第13条	特約の解約返戻金	82
第14条	特約の消滅とみなす場合	82
第15条	特約の復旧	82
第16条	主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱	82
第17条	管轄裁判所	82
第18条	主約款の規定の準用	82
第19条	主契約に特別条件付保険特約に規定する保険金削減支払法が適用されている場合の特則	83
第20条	主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則	83
第21条	主契約に逓減定期保険特約または優良体逓減定期保険特約が付加されている場合の特則	83
第22条	主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則	83

第23条	主契約に収入保障特約または優良体収入保障特約が付加されている場合の特則	84
第24条	主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則	84
第25条	主契約に子ども定期保険特約が付加されている場合の特則	84
第26条	主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱	84
第27条	定期保険、優良体定期保険、逓増定期保険、養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則	85
第28条	終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	85
第29条	5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則	85
第30条	5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	85
第31条	逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則	86
第32条	収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則	86
第33条	平成20年5月12日以前に締結された特約の取扱に関する特則	86
別表1	請求書類	88

リビング・ニース特約条項

(平成20年5月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部について、将来の保険金の支払にかえて、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の余命が6か月以内と判断される場合に特定状態保険金を支払うことを目的としたものです。

(特定状態保険金の支払)

第1条 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときは、特定状態保険金を特定状態保険金の受取人に支払います。ただし、特定状態保険金の請求日（第3条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）第1項に規定する請求に必要な書類が会社の本店に到着した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了する日の直前の年単位の契約者当日以後である場合には、会社は、特定状態保険金を支払いません。

2. 特定状態保険金の金額は、主契約の保険金額のうち、特

定状態保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額とします。

(特定状態保険金の支払に関する補則)

第2条 特定状態保険金の受取人は、被保険者とします。

2. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、前項の規定にかかわらず、特定状態保険金の受取人は保険契約者とします。

3. 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

4. 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、

特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものと取り扱います。

5. 前項の場合、主契約の保険金額は、主契約の保険金額から指定保険金額を差し引いた金額に改めます。
6. 特定状態保険金を支払う前に、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、会社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。
7. 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受け、その保険金を支払うときは、会社は、特定状態保険金を支払いません。
8. 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特定状態保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
9. 特定状態保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特定状態保険金からそれらの元利金を差し引きます。

（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）

- 第3条** 特定状態保険金の受取人は、特定状態保険金を請求（第1条（特定状態保険金の支払）第2項の規定による主契約の保険金額の指定を含みます。以下本条において同じ。）する場合には、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
2. 特定状態保険金の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
 3. 特定状態保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、その請求に必要な書類が会社の本店に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店で支払います。
 4. 保険契約者、被保険者または特定状態保険金の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで特定状態保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様とします。

（特定状態保険金を支払わない場合）

- 第4条** 被保険者がつぎのいずれかによって第1条（特定状態保険金の支払）第1項の規定に該当した場合には、会社は、特定状態保険金を支払いません。
- （1）保険契約者または被保険者の故意
 - （2）戦争その他の変乱

（特約の締結）

- 第5条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定めるところにより、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の責任開始期）

- 第6条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、会社が特約付加の申込を承諾した時からこの特約上の責任を負います。

（特約保険料）

- 第7条** この特約に対する保険料はありません。

（特約の失効）

- 第8条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

（特約の復活）

- 第9条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（告知義務および告知義務違反による解除）

- 第10条** 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特定状態保険金の支払の場合に準用します。

（重大事由による解除）

- 第11条** 主約款の重大事由による解除の規定は、特定状態保険金の支払の場合に準用します。

（特約の解約）

- 第12条** 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

（特約の解約返戻金）

- 第13条** この特約に対する解約返戻金はありません。

（特約の消滅とみなす場合）

- 第14条** つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- （1）第1条（特定状態保険金の支払）の規定により特定状態保険金が支払われたとき。
 - （2）主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
 - （3）主契約が延長定期保険に変更されたとき。

（特約の復旧）

- 第15条** 延長定期保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、前条第3号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

（主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱）

- 第16条** 特定状態保険金の支払に際しては、指定保険金額分に対して、主契約の死亡保険金を支払うときの取扱に準じて、主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用します。

（管轄裁判所）

- 第17条** この特約における特定状態保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

- 第18条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に特別条件付保険特約に規定する保険金削減支払法が適用されている場合の特則)

第19条 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項第2条(特別条件)第1項第1号に規定する保険金削減支払法が主契約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、会社は、指定保険金額に特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める所定の割合を乗じて得た金額から、会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額を特定状態保険金として支払います。

(主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)

第20条 主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特定状態保険金の支払)第2項に定める主契約の保険金額に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約の保険金額を加えます。
- (2) 第1条第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約、平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約の保険金額から、特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)の規定を準用します。
- (4) 平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日(それぞれの特約条項の規定により特約が更新される場合および優良体平準定期保険特約条項の規定により優良体平準定期保険特約が平準定期保険特約に自動変更される場合を除きます。)の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。
- (5) 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項第2条(特別条件)第1項第1号に規定する保険金削減支払法が平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、会社は、指定保険金額に特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める所定の割合を乗じて得た金額から、会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額を特定状態保険金として支払います。
- (6) 特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合で、特定疾病保障定期保険特約条項に定める特約特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねてうけた場合には、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。

(主契約に逓減定期保険特約または優良体逓減定期保険特約が付加されている場合の特則)

第21条 主契約に逓減定期保険特約または優良体逓減定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特定状態保険金の支払)第2項に定める主契約の保険金額に逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日(応当日のない場合は、その月の末日とします。以下本条において同じ。)における保険金額とします。
- (2) 第1条第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額ならびに特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)第1項、第2項および第6項から第9項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。
 - (7) 特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (4) 特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (5) 前(4)の場合、逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約の特約基本保険金額は、逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。
- (6) 逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日(逓減定期保険特約条項の規定により逓減定期保険特約が更新される場合および優良体逓減定期保険特約条項の規定により逓減定期保険特約に自動変更される場合を除きます。)の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。
- (7) 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項第2条(特別条件)第1項第1号に規定する保険金削減支払法が逓減定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、前条第5号の規定を適用します。

(主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則)

第22条 主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合には、

つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）第2項に定める主契約の保険金額に通増定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、通増定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日における保険金額とします。
- (2) 第1条第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および特定状態保険金の請求日における通増定期保険特約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項、第2項および第6項から第9項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。
 - ア) 特定状態保険金の請求日における通増定期保険特約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、通増定期保険特約は特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - イ) 特定状態保険金の請求日における通増定期保険特約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、通増定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本保険金額部分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - ウ) 前イの場合、通増定期保険特約の特約基本保険金額は、通増定期保険特約の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。
- (4) 通増定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（通増定期保険特約条項の規定により通増定期保険特約が更新される場合を除きます。）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。
- (5) 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号に規定する保険金削減支払法が通増定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、第20条（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）第5号の規定を適用します。

（主契約に収入保障特約または優良体収入保障特約が付加されている場合の特則）

第23条 主契約に収入保障特約または優良体収入保障特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときは、収入保障特約および優良体収入保障特約は消滅したものとみなし、収入保障特約および優良体収入保障特約の責任準備金を払い戻します。
- (2) 第2条第4項、第5項、第20条（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号、第21条（主契約に通減定期保険特約または優良体通減定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号および第22条（主契約に通増定期保険

特約が付加されている場合の特則）第3号の規定により主契約の保険金額（主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を言います。）または通減定期保険特約、優良体通減定期保険特約もしくは通増定期保険特約の特約基本保険金額が改められるときでも、収入保障特約はそのまま有効に継続します。

（主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則）

第24条 主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときは、配偶者定期保険特約は消滅したものとみなし、配偶者定期保険特約の責任準備金を払い戻します。
- (2) 第2条第4項、第5項、第20条（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号、第21条（主契約に通減定期保険特約または優良体通減定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号および第22条（主契約に通増定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号の規定により主契約の保険金額（主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を言います。）または通減定期保険特約、優良体通減定期保険特約もしくは通増定期保険特約の特約基本保険金額が改められるときでも、配偶者定期保険特約はそのまま有効に継続します。

（主契約にこども定期保険特約が付加されている場合の特則）

第25条 主契約にこども定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときは、こども定期保険特約は消滅したものとみなし、こども定期保険特約の責任準備金を払い戻します。
- (2) 第2条第4項、第5項、第20条（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号、第21条（主契約に通減定期保険特約または優良体通減定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号および第22条（主契約に通増定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号の規定により主契約の保険金額（主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を言います。）または通減定期保険特約、優良体通減定期保険特約もしくは通増定期保険特約の特約基本保険金額が改められるときでも、こども定期保険特約はそのまま有効に継続します。

（主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱）

第26条 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときまたは第2条第4項、第5項、第20条（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期

期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)第3号、第21条(主契約に逓減定期保険特約または優良体逓減定期保険特約が付加されている場合の特則)第3号および第22条(主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則)第3号の規定により主契約の保険金額(主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。以下本条において同じ。)または逓減定期保険特約、優良体逓減定期保険特約もしくは逓増定期保険特約の特約基本保険金額が改められるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 入院給付金または療養給付金のある会社所定の特約については、主契約が消滅した場合、主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院であるときは、それぞれの特約条項の主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院の取扱の規定を準用します。
- (2) 介護年金または介護給付金のある会社所定の特約については、主契約が消滅した場合、主契約の消滅時を含んで継続している要介護状態であるときは、それぞれの特約条項の主契約の消滅時を含んで継続している要介護状態の取扱の規定を準用します。
- (3) 入院給付金、手術給付金、療養給付金または災害死亡保険金等のある会社所定の特約については、主契約の保険金額または逓減定期保険特約、優良体逓減定期保険特約もしくは逓増定期保険特約の特約基本保険金額が改められるときでも、これらの特約はそのまま有効に継続します。

(定期保険、優良体定期保険、逓増定期保険、養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

第27条 この特約を定期保険、優良体定期保険、逓増定期保険、養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、第1条(特定状態保険金の支払)第1項中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日(主約款の規定により主契約が更新される場合および優良体定期保険普通保険約款の規定により優良体定期保険が定期保険に自動変更される場合を除きます。)」と読み替えます。

2. 前項のほか、この特約を逓増定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第1条(特定状態保険金の支払)第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
 - (2) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)第1項、第2項および第6項から第9項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - (イ) 特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は指定保険金額に対応する基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

- (ウ) 前(イ)の場合、主契約の基本保険金額は、主契約の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第28条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の全部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、この特約は消滅します。
- (2) 主契約の一部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、第14条(特約の消滅とみなす場合)第2号中「主契約」とあるのは「主契約のうち、年金支払移行部分および介護保障移行部分を除いた部分」と読み替えます。

(5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則)

第29条 この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款に定める特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねてつけた場合には、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。
- (2) 特定疾病保障定期保険に付加した場合には、第1条(特定状態保険金の支払)第1項中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日(主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。)」と読み替えます。

(5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

第30条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合、平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、逓減定期保険特約、優良体逓減定期保険特約、逓増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の付加を要します。
- (2) 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)第2項中「主契約の死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)」および主契約の満期保険金受取人(満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。)」とあるのは、「主契約の死亡給付金受取人(死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。)」および主契約の年金受取人(年金の一部の受取人である場合を含みます。)」と読み替えます。
- (3) 第2条第6項、第7項および第8項中「主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「平準定期保険特約条項、優良体平準定期保険特約条項、逓減定期保険特約条項、優良体逓減定期保険特約条項、逓増

定期保険特約条項、生存給付金付定期保険特約条項または特定疾病保障定期保険特約条項に定める特約死亡保険金、特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金」と読み替えます。

- (4) 第14条（特約の消滅とみなす場合）に定めるほか、主契約に付加している平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、逓減定期保険特約、優良体逓減定期保険特約、逓増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約がすべて消滅したときも、この特約は消滅します。
- (5) 第20条（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）、第21条（主契約に逓減定期保険特約または優良体逓減定期保険特約が付加されている場合の特則）および第22条（主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則）の適用にあたっては、主契約の保険金額はないものとみなします。

（逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則）

第31条 この特約を逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下本条において同じ。）における主契約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (2) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項、第2項および第6項から第9項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。
- (ア) 特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (イ) 特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は指定保険金額に対応する基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (ウ) 前(イ)の場合、主契約の基本保険金額は、主契約の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

（収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則）

第32条 この特約を収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約を収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加する場合、平準定期保険特約、優良体

平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の付加を要します。

- (2) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第2項中「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）とあるのは、「主契約の遺族年金受取人（遺族年金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。
- (3) 第2条第6項、第7項および第8項中「主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「平準定期保険特約条項、優良体平準定期保険特約条項、生存給付金付定期保険特約条項または特定疾病保障定期保険特約条項に定める特約死亡保険金、特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金」と読み替えます。
- (4) 第14条（特約の消滅とみなす場合）に定めるほか、主契約に付加している平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約がすべて消滅したときも、この特約は消滅します。
- (5) 第20条（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）の適用にあたっては、主契約の保険金額はないものとみなします。

（平成20年5月12日以前に締結された特約の取扱に関する特則）

第33条 平成20年5月12日以前に締結されたこの特約が、主契約とともに更新され、かつ、主契約に指定代理請求人特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 特定状態保険金の受取人が特定状態保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第5号の規定により変更したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類を提出して、特定状態保険金の受取人の代理人として特定状態保険金を請求することができます。ただし、特定状態保険金の受取人が法人である場合を除きます。
- (ア) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (イ) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号の規定により会社が特定状態保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特定状態保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- (3) 第4条（特定状態保険金を支払わない場合）第1項第1号中「保険契約者または被保険者の故意」とあるのは「保険契約者、被保険者または指定代理請求人の故意」と読み替えます。ただし、指定代理請求人による故意の場合で、被保険者から請求があったときは、この限りではありません。
- (4) 第10条（告知義務および告知義務違反による解除）または第11条（重大事由による解除）により会社が主契約を解除する場合で、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。また、第11条の規定により、主約款の重大事由による解除の規

定を準用する場合は、保険金の受取人に指定代理請求人を含めます。

- (5) 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第1号の規定の範囲内の者であることを要します。この場合、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。本号の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。
- (6) 主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) この特約と特定疾病保障定期保険特約の指定代理請求人は、同一人であることを要します。
 - (イ) この特約と特定疾病保障定期保険特約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更（指定代理請求人を指定しない場合を含みます。以下本号において同じ。）が行なわれたときは、他の特約についても同一の指定または変更が行なわれたものとします。
- (7) この特約を特定疾病保障定期保険に付加した場合には、つぎのとおり取扱います。
 - (ア) この特約と主契約の指定代理請求人は、同一であることを要します。
 - (イ) この特約と主契約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更（指定代理請求人を指定しない場合を含みます。以下本号において同じ。）が行なわれたときは、他の特約または主契約についても同一の指定または変更が行なわれたものとします。

別表1 請求書類

(1) 特定状態保険金の請求書類

項目	必要書類
1 特定状態保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特定状態保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
2 特定状態保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険証の写し (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

(2) その他の請求書類

項目	必要書類
指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項 目次

この特約の概要

第1条 特約の締結	89
第2条 年金支払日	89
第3条 基本年金額の計算	89
第4条 年金の種類	89
第5条 年金の型	89
第6条 年金の支払	90
第7条 年金の分割支払	90
第8条 年金の一括払	90
第9条 年金の請求、支払時期および支払場所	90

第10条 解約、減額等の取扱	90
第11条 年金支払移行部分の契約者配当準備金の積立	90
第12条 年金支払移行部分の契約者配当金の割当	90
第13条 年金支払移行部分の契約者配当金の支払	90
第14条 主約款の規定の準用	91
第15条 終身保険または低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	91
別表1 請求書類	91
別表2 未払年金の現価	91

5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項

(平成13年4月2日改正)

(この特約の概要)

- この特約は、すでに締結されている主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部について、将来の死亡保険金および高度障害保険金の支払にかえて年金の支払を行なうことを目的とし、その場合の取扱について定めたものです。
- この特約は、年金支払に移行した部分の責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益をこえた場合、主契約の契約日から5年ごとの応当日が到来したとき、年金支払期間が満了したときまたは年金支払に移行した部分が消滅したときに、そのこえた部分の運用益に基づき契約者配当金の支払を行ないます。

(特約の締結)

- 第1条** 保険契約者は、主契約の契約日以後会社所定の期間経過後のいずれかの主契約の年単位の契約応当日（以下「契約応当日」といいます。）に、会社の定めるところにより、被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、この特約を締結した日（以下「締結日」といいます。）を年金支払開始日とします。
2. 主契約の一部を年金支払に移行する場合、保険契約者は、会社の定める範囲内で年金支払に移行しない部分（介護保障移行部分は除きます。以下本条において同じ。）の保険金額を指定することを要します。
3. 主契約が延長定期保険に変更されているときは、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
4. この特約の締結日以後の主契約は、つぎに定めるところによります。
- 主契約のうち年金支払に移行した部分（以下「年金支払移行部分」といいます。）には、死亡保険金および高度障害保険金はありません。
 - 年金支払に移行しない部分については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）を適用します。この場合、主約款中「保険契約」とあるのは「保険契約のうち年金支払に移行しない部分」と読み替えます。
5. この特約が締結されたときは、年金証書を保険契約者に交付します。

(年金支払日)

- 第2条** 第1回の年金支払日は、前条第1項に規定する年金支払開始日をいい、第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とします。

(基本年金額の計算)

- 第3条** 第1条（特約の締結）の規定によりこの特約を締結したときは、会社の定めるところにより、主契約におけるつぎの各号の金額の合計額（保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。）の全部または一部をもとに、年金支払開始日における会社の定める率により年金額を定めます。（以下「基本年金額」といいます。）
- 主契約の責任準備金（この特約の付加の際消滅する特約の責任準備金を含みます。）
 - 年金支払開始日に支払われる契約者配当金
 - 年金支払開始日までに積み立てられた契約者配当金
 - 会社の定める範囲内で保険契約者が払い込む金額
2. 基本年金額が会社の定める金額に満たない場合には、第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

(年金の種類)

- 第4条** 年金の種類はつぎのとおりとし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。
- 確定年金
 - 保証期間付終身年金

(年金の型)

- 第5条** 年金の型はつぎのとおりとし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。ただし、年金の種類が確定年金の場合は、定額型に限ります。
- 定額型
毎年の年金額は、基本年金額と同額とします。
 - 逓増型
第1回の年金額は、基本年金額と同額とし、第2回以後の年金額は、前回の年金額に基本年金額の5%相当額を加算した金額とします。

(年金の支払)

第6条 年金は、保険契約者が指定した年金の種類・型に応じて、つぎの各号のとおり保険契約者に支払います。

(1) 年金の種類が確定年金の場合

被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているときは、前3条の規定によって定められた年金を支払います。ただし、被保険者が年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したときは、別表2によって定める年金支払期間中の未払年金の現価を支払います。

(2) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合

被保険者が年金支払日に生存しているときは、前3条の規定によって定められた年金を支払います。ただし、被保険者が保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したときは、別表2によって定める保証期間中の未払年金の現価を支払います。

2. 会社は、年金を支払うときに未払込保険料があるときは、年金から差し引きます。

(年金の分割支払)

第7条 年金支払開始日以後保険契約者から請求があったときは、会社の定めるところにより、年金額を等分して支払います。ただし、年金額が会社の定める金額に満たないときは、年金の分割支払は取り扱いません。

2. 前項の規定により、年金額を分割して支払うときは、会社所定の利率により計算した利息をつけて支払います。

(年金の一括払)

第8条 保険契約者は、確定年金においては、年金支払開始日以後年金支払期間の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間の将来の年金の支払にかえて、残余年金支払期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、別表2によって定める金額とし、年金支払移行部分は年金の一括払を行なったときに消滅します。

2. 保険契約者は、保証期間付終身年金においては、年金支払開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に限り、保証期間中の将来の年金の支払にかえて、残余保証期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、別表2によって定める金額とします。

3. 前項の規定により、年金の一括払が行なわれたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保証期間経過後の毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続して支払います。

(2) 年金の一括払が行なわれた後、残余保証期間中に被保険者が死亡したときは、被保険者の死亡時に年金支払移行部分は消滅します。

(3) 年金の一括払をした場合には、年金証書に表示します。

(年金の請求、支払時期および支払場所)

第9条 年金を請求するときは、保険契約者は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。

2. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行なうことがあります。

3. 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約の年金の支払の場合に準用します。

(解約、減額等の取扱)

第10条 年金支払移行部分の解約は、取り扱いません。

2. 基本年金額の減額は、取り扱いません。

3. 年金支払移行部分については、契約者貸付を取り扱いません。

(年金支払移行部分の契約者配当準備金の積立)

第11条 会社は、この特約の締結日の直後の事業年度末において年金支払移行部分の責任準備金および運用利率に基づく運用益が会社の予定した利率(保険料、基本年金額等を算出する際に用いた利率をいいます。以下、本条において同じ。)に基づく運用益をこえた場合、そのこえた部分の運用益のうち、会社の定める方法により計算された金額を契約者配当準備金として積み立て、さらに、その翌事業年度以後の毎事業年度末において当該事業年度にかかる年金支払移行部分の責任準備金、契約者配当準備金および運用利率に基づく運用益と会社の予定した利率に基づく運用益との差額のうち会社の定める方法により計算された金額を前事業年度末の契約者配当準備金に積み増しまたは取り崩します。

(年金支払移行部分の契約者配当金の割当)

第12条 会社は、前条の規定によって積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの年金支払移行部分に対して、会社の定める方法により計算した契約者配当金を割り当てます。この場合、第3号の規定に該当する保険契約については、第2号の規定に該当した場合に割り当てる金額を下回る金額とします。

(1) つぎの事業年度中に主契約の契約日の5年ごとの応当日が到来する年金支払移行部分

(2) 年金の種類が確定年金でつぎの事業年度中に年金支払期間が満了する年金支払移行部分またはつぎの事業年度中に被保険者の死亡により消滅する年金支払移行部分。ただし、前号に該当する年金支払移行部分を除きます。

(3) つぎの事業年度中に第8条(年金の一括払)第1項の規定により消滅する年金支払移行部分。ただし、第1号に該当する年金支払移行部分を除きます。

2. 前項のほか、主契約の契約日から起算して所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす年金支払移行部分に対しても、契約者配当金を割り当てる場合があります。

(年金支払移行部分の契約者配当金の支払)

第13条 会社は、前条第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、つぎの事業年度の契約応当日に年金支払移行部分が有効に継続している場合に限り、つぎの方法で分配します。

(1) つぎの事業年度の契約応当日から会社所定の利率による複利計算の利息をつけて会社に積み立てて置いて、年金支払移行部分が消滅したとき、または保険契約者から請求があったときに支払います。

(2) 前号の規定によって支払う契約者配当金は、主契約の死亡保険金を支払うときは死亡保険金とともに主契約の死亡保険金受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。

2. 会社は、前条第1項第2号および第3号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金を支払うときは死亡保険金とともに主契約の死亡保険金受取人に支払います。

3. 会社は、前2項のほか、第1項に該当した年金支払移行

部分がその直後の事業年度末までに消滅したときに、会社の定めるところにより、契約者配当金を支払います。

4. 前条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。

(主約款の規定の準用)

第14条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(終身保険または低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第15条 この特約を終身保険または低解約返戻金型終身保険に付加した場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（基本年金額の計算）第1項第2号および第3号は適用しません。
 (2) 第12条（年金支払移行部分の契約者配当金の割当）第2項中「主契約の契約日」とあるのは「この特約の締結日」と読み替えます。

別表1 請求書類

項 目		必 要 書 類
1	第1回の年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、保険契約者と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 保険契約者の戸籍抄本 (4) 保険契約者の印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
	第2回以後の年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、保険契約者と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 保険契約者の戸籍抄本 (4) 保険契約者の印鑑証明書 (5) 年金証書
2	積み立てた契約者配当金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 年金証書
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表2 未払年金の現価

(109ページをご覧ください。)

5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項 目次

この特約の概要

第1条 用語の意義	92	第16条 特約を解除できない場合	95
第2条 特約の締結	92	第17条 重大事由による解除	95
第3条 医師による診査	92	第18条 介護年金受取人の変更	95
第4条 特約の型	93	第19条 介護保障移行部分の解約	95
第5条 基本介護年金額の計算	93	第20条 介護保障移行部分の解約返戻金	96
第6条 介護給付金および介護年金の支払	93	第21条 減額等の取扱	96
第7条 死亡給付金の支払	94	第22条 介護保障移行部分の契約者配当準備金の積立	96
第8条 健康祝金の支払	94	第23条 介護保障移行部分の契約者配当金の割当	96
第9条 介護年金の分割支払	94	第24条 介護保障移行部分の契約者配当金の支払	96
第10条 介護年金等の請求、支払時期および支払場所	94	第25条 主約款の規定の準用	96
第11条 介護年金および介護給付金を支払わない場合	94	第26条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則	96
第12条 死亡給付金を支払わない場合	94		
第13条 詐欺および不法取得目的による無効	95	別表1 請求書類	97
第14条 告知義務	95	別表2 要介護状態	97
第15条 告知義務違反による解除	95		

5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項

(平成20年5月2日改正)

(この特約の概要)

- この特約は、すでに締結されている主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部について、将来の死亡保険金および高度障害保険金の支払にかえて、介護保障を行なうことを目的としたものです。
- この特約は、介護保障に移行した部分の責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益をこえた場合、主契約の契約日から5年ごとの応当日が到来したときまたは介護保障に移行した部分が消滅したときに、そのこえた部分の運用益に基づき契約者配当金の支払を行いません。

(用語の意義)

第1条 この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1) 「介護保障」

「介護保障」とは、介護年金、介護給付金、死亡給付金および健康祝金の支払を行なうことによる保障をいいます。ただし、健康祝金の支払を行なうのは、この特約の型が第4条（特約の型）に定めるⅠ型の場合に限ります。

(2) 「基本介護年金額」

「基本介護年金額」とは、介護年金、介護給付金、死亡給付金または健康祝金を支払う際に基準となる金額をいいます。

(特約の締結)

第2条 この特約は、保険契約者から、すでに締結されている会社所定的主契約の全部または一部を介護保障に移行する旨の申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。

2. 主契約の一部を介護保障に移行するときは、つぎに定めるところによります。

- 保険契約者は、会社の定める範囲内で介護保障に移行しない部分（年金支払移行部分は除きます。以下本条において同じ。）の保険金額を指定することを要します。
- 介護保障に移行しない部分については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）を適用します。この場合、主約款中「保険契約」を「保険契約のうち介護保障に移行しない部分」と読み替えます。
- この特約の締結日は、主契約の契約日以後所定の期間経過後のいずれかの主契約の年単位の契約応当日（以下「契約応当日」といいます。）のうちから、保険契約者が指定した日とします。

4. つぎの場合、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

- 主契約が延長定期保険に変更されているとき
 - 主契約に特別条件付保険特約が付加されているとき。ただし、保険金削減支払法のみが適用されている主契約が、保険金削減期間を経過した後はこの限りではありません。
 - この特約の締結日における被保険者の年齢が50歳（主契約の保険料払込期間が終身の場合には60歳）未満または80歳以上のとき
5. 主契約のうち介護保障に移行した部分（以下「介護保障移行部分」といいます。）には、死亡保険金および高度障害保険金はありません。
6. この特約が締結されたときは、介護保障証書を保険契約者に交付します。

(医師による診査)

第3条 この特約の締結の際、被保険者は、医師による診査を受

けることを要します。

2. 前項にかかわらず、つぎの条件をすべて満たすときは、医師による診査を省略することがあります。
- (1) この特約の型としてⅠ型を選択すること
 - (2) 第5条（基本介護年金額の計算）第1項第4号の金額の払込がないこと
 - (3) 基本介護年金額が360万円以下であること
 - (4) 告知の時に、被保険者が要介護状態にないこと
 - (5) この特約の締結日がつぎのいずれかであること

(ア) 特約締結前の主契約の保険料の払込方法（回数）が月払、半年払または年払のとき
保険料払込期間満了日の翌日

(イ) 特約締結前の主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

被保険者の年齢が50歳に達する日。ただし、その日が契約日から起算して5年を経過していないときは、契約日から起算して5年を経過した日とします。

(ウ) 特約締結前の主契約の保険料払込期間が終身の場合、主契約に保険料の払込完了の特則が適用されたとき
被保険者の年齢が60歳に達する日。ただし、その日が契約日から起算して10年を経過していないときは、契約日から起算して10年を経過した日とします。

(特約の型)

第4条 保険契約者は、この特約の締結の際、主契約のうち介護保障移行部分の給付の種類に応じて、つぎのいずれかの型を特約の型として選択するものとします。

型	給付の種類
Ⅰ 型	介護年金
	介護給付金
	死亡給付金
	健康祝金
Ⅱ 型	介護年金
	介護給付金
	死亡給付金

(基本介護年金額の計算)

第5条 基本介護年金額は、会社の定めるところにより、主契約におけるつぎの各号の金額の合計額の全部または一部をもとに、この特約の締結日における会社の定める率により計算します。ただし、主契約において保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利息を差し引き、また、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

- (1) 主契約の責任準備金（この特約の付加の際消滅する他の特約の責任準備金を含みます。）
- (2) この特約の締結日に支払われる契約者配当金
- (3) この特約の締結日までに積み立てられた契約者配当金
- (4) 会社の定める範囲内で保険契約者が払い込む金額

2. 基本介護年金額が会社の定める金額に満たない場合には、第2条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

(介護給付金および介護年金の支払)

第6条 介護給付金および介護年金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払金額	受取人
介護給付金	第1級介護給付金 つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1) 被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の締結日以後別表2の第1級要介護状態（以下「第1級要介護状態」といいます。）に該当したこと (2) 第1級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日あること	基本介護年金額 × (支払事由発生日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数) ÷ (支払事由発生日の直前の契約応当日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数)	介護年金受取人
	第2級介護給付金 つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき。ただし、第1級介護給付金の支払事由に該当するときは除きます。 (1) 被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の締結日以後別表2の第2級要介護状態（以下「第2級要介護状態」といいます。）に該当したこと (2) 第2級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日あること	基本介護年金額の60% × (支払事由発生日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数) ÷ (支払事由発生日の直前の契約応当日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数)	
介護年金	第1級介護年金 契約応当日において、つぎのすべての条件を満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1) 被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の締結日以後第1級要介護状態に該当したこと (2) 第1級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日以上あること	基本介護年金額	介護年金受取人
	第2級介護年金 契約応当日において、つぎのすべての条件を満たすことが、医師によって診断確定されたとき。ただし、第1級介護年金の支払事由に該当するときは除きます。 (1) 被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の締結日以後第2級要介護状態に該当したこと (2) 第2級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日以上あること	基本介護年金額の60%	

2. 前項の介護給付金の支払事由が生じた場合でも、つぎのいずれかのときには介護給付金を支払いません。

- (1) 同一保険年度において、介護年金または介護給付金の支払事由が生じていたとき
- (2) 介護年金の支払事由が同時に生じたとき

3. 第1項の規定にかかわらず、直前の保険年度に介護年金または介護給付金が支払われていた場合で、要介護状態が中断し、このため契約応当日において180日以上継続した

と認められない場合は、介護給付金の支払事由はつぎのときに生じることとします。

(1) 第1級介護給付金

その契約応当日から起算して180日第1級要介護状態が継続したと医師によって診断確定されたとき

(2) 第2級介護給付金

その契約応当日から起算して180日第2級要介護状態が継続したと医師によって診断確定されたとき

4. 介護年金受取人は、保険契約者または被保険者とし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。
5. 前項の規定にかかわらず、保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、介護年金受取人は保険契約者となります。
6. 介護年金受取人の死亡時以後、介護年金受取人が変更されていないときは、その死亡した介護年金受取人の死亡時の法定相続人を介護年金受取人として取り扱います。

(死亡給付金の支払)

第7条 被保険者がこの特約の締結日以後に死亡したときは、基本介護年金額の50%に相当する金額を死亡給付金として主契約の死亡保険金受取人に支払います。

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認められたときは、死亡給付金を支払います。

(健康祝金の支払)

第8条 被保険者がつぎの日に生存しているときは、基本介護年金額の50%に相当する金額を健康祝金として保険契約者に支払います。

- (1) 被保険者の年齢が70歳に達する契約応当日
- (2) 前号の契約応当日後5年ごとの契約応当日

2. 前項の規定にかかわらず、つぎのいずれかの場合には健康祝金を支払いません。

- (1) 健康祝金の支払事由と同時に介護年金の支払事由が生じたとき
- (2) 健康祝金の支払事由が生じた日がこの特約の締結日であるとき

3. 健康祝金については、支払事由が生じた日以後保険契約者から請求があった時（介護保障移行部分が消滅したときは、その時）まで、会社所定の利率による利息をつけてすえ置いておき、保険契約者から請求があったときまたは介護保障移行部分が消滅したときに保険契約者に支払います。ただし、死亡給付金を支払うときは、主契約の死亡保険金受取人に支払います。

(介護年金の分割支払)

第9条 介護年金受取人から請求があったときは、会社の定めるところにより、年金額を等分して支払います。ただし、年金額が会社の定める金額に満たないときは、年金の分割支払は取り扱いません。

2. 前項の規定により、年金額を分割して支払うときは、会社所定の利率により計算した利息をつけて支払います。
3. 第1項の場合、被保険者が死亡した際に、その死亡日の属する年度の介護年金に未支払分があるときは、これを一括して介護年金受取人に支払います。ただし、被保険者が介護年金受取人であるときは、被保険者の死亡時の法定相続人に支払います。

(介護年金等の請求、支払時期および支払場所)

第10条 介護年金、介護給付金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 介護年金、介護給付金または死亡給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、介護年金、介護給付金または死亡給付金を請求してください。
3. 健康祝金を請求するときは、保険契約者は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 第2項の請求を受けた場合、会社が必要と認められたときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
5. 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による介護年金等の支払の場合に準用します。

(介護年金および介護給付金を支払わない場合)

第11条 被保険者がつぎのいずれかにより介護年金または介護給付金の支払事由に該当したときは、介護年金または介護給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 介護年金受取人の故意または重大な過失。ただし、その者が介護年金または介護給付金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 被保険者の薬物依存（備考4に定めるところによります。）
- (5) 戦争その他の変乱。ただし、要介護状態に該当した被保険者の数の増加が、この介護保障移行部分の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められたときは、会社は、その程度に応じ、介護年金または介護給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

(死亡給付金を支払わない場合)

第12条 被保険者がつぎのいずれかにより死亡したときは、死亡給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者の故意
- (2) 主契約の死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。
- (3) 戦争その他の変乱。ただし、死亡した被保険者の数の増加が、この介護保障移行部分の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められたときは、会社は、その程度に応じ、死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

2. つぎのいずれかに該当したことによって、死亡給付金が支払われないときは、会社は、解約返戻金を保険契約者（第2号の場合には、主契約の死亡保険金受取人）に支払います。

- (1) 主契約の死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
- (2) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
3. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡給付金が支払われないときは、解約返戻金その他の返戻金の払戻はありません。

(詐欺および不法取得目的による無効)

第13条 この特約の締結に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、介護保障移行部分を無効とし、基本介護年金額の計算に用いた金額は払い戻しません。

2. 保険契約者が介護給付金、介護年金もしくは死亡給付金を不法に取得する目的または他人に介護給付金、介護年金もしくは死亡給付金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結したときは、介護保障移行部分は無効とし、基本介護年金額の計算に用いた金額は払い戻しません。

(告知義務)

第14条 会社が、この特約の締結の際、書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第15条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を解除することができます。

2. 会社は、介護年金または介護給付金の支払事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、介護年金または介護給付金を支払いません。また、すでに介護年金または介護給付金を支払っていたときは、介護年金または介護給付金の返還を請求します。
3. 前項の規定にかかわらず、介護年金または介護給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または介護年金受取人が証明したときは、介護年金または介護給付金を支払います。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者、介護年金受取人または主契約の死亡保険金受取人に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、この特約の締結前の主契約が継続していたものとして、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険金額は、会社の定めるところにより、この特約の締結前における主契約の保険金額の範囲内で計算します。この場合、すでに支払った死亡給付金または健康祝金があるときは、それらの金額にかかる金銭を精算します。
- (2) 基本介護年金額の計算に用いた金額のうち、前号により定める主契約の保険金額の計算に必要な金額をこえる金額は、保険契約者に支払います。

(特約を解除できない場合)

第16条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条によるこの特約の解除をすることができません。

- (1) 会社が、この特約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 会社が、解除の原因となる事実を知った日(正当な理由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる日)からその日を始めて1か月を経過したとき

- (3) この特約の締結日からその日を始めて2年以内に、介護年金または介護給付金の支払事由が生じなかったとき

(重大事由による解除)

第17条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、介護保障移行部分を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者、介護年金受取人または主契約の死亡保険金受取人が給付金(介護年金を含みます。また、他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 主契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合
 - (5) その他介護保障移行部分を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 介護年金、介護給付金、死亡給付金または健康祝金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって介護保障移行部分を解除することができます。この場合には、介護年金、介護給付金または死亡給付金を支払いません。また、すでに介護年金、介護給付金または死亡給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求します。
 3. 本条の規定によって介護保障移行部分を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者、介護年金受取人または主契約の死亡保険金受取人に通知します。
 4. 本条の規定によって介護保障移行部分を解除したときは、会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(介護年金受取人の変更)

第18条 保険契約者またはその承継人は、介護年金または介護給付金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得て、介護年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の介護年金受取人は保険契約者または被保険者のうちから指定することを要します。

2. 前項の規定にかかわらず、第6条(介護給付金および介護年金の支払)第5項の規定に該当する場合には、本条の変更を取り扱いません。
3. 第1項の変更は、介護保障証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

(介護保障移行部分の解約)

第19条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、介護保障移行部分を解約することができます。

2. 前項の規定にかかわらず、直前の契約応当日以後に介護年金または介護給付金の支払事由が生じている場合には、介護保障移行部分の解約は取り扱いません。

(介護保障移行部分の解約返戻金)

第20条 介護保障移行部分が解約されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

(減額等の取扱)

第21条 基本介護年金額の減額は、取り扱いません。

2. 介護保障移行部分については、契約者貸付を取り扱いません。

(介護保障移行部分の契約者配当準備金の積立)

第22条 会社は、この特約の締結日の直後の事業年度末において介護保障移行部分の責任準備金および運用利率に基づく運用益が会社の予定した利率（保険料、基本介護年金額等を算出する際に用いた利率をいいます。以下、本条において同じ。）に基づく運用益をこえた場合、そのこえた部分の運用益のうち、会社の定める方法により計算された金額を契約者配当準備金として積み立て、さらに、その翌事業年度以後の毎事業年度末において当該事業年度にかかる介護保障移行部分の責任準備金、契約者配当準備金および運用利率に基づく運用益と会社の予定した利率に基づく運用益との差額のうち会社の定める方法により計算された金額を前事業年度末の契約者配当準備金に積み増しまたは取り崩します。

(介護保障移行部分の契約者配当金の割当)

第23条 会社は、前条の規定によって積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの介護保障移行部分に対して、会社の定める方法により計算した契約者配当金を割り当てます。この場合、第3号の規定に該当する保険契約については、第2号の規定に該当した場合に割り当てる金額を下回る金額とします。

- (1) つぎの事業年度中に主契約の契約日の5年ごとの応当日が到来する介護保障移行部分
 - (2) つぎの事業年度中に死亡給付金の支払または第12条（死亡給付金を支払わない場合）第2項の規定による解約返戻金の支払により消滅する介護保障移行部分。ただし、前号に該当する介護保障移行部分を除きます。
 - (3) つぎの事業年度中に解約または解除により消滅する介護保障移行部分。ただし、第1号に該当する介護保障移行部分を除きます。
2. 前項のほか、主契約の契約日から起算して所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす介護保障移行部分に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

(介護保障移行部分の契約者配当金の支払)

第24条 会社は、前条第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、つぎの事業年度の契約応当日に介護保障移行部分が有効に継続している場合に限り、つぎの方法で分配します。

- (1) つぎの事業年度の契約応当日から会社所定の利率による複利計算の利息をつけて会社に積み立てて置いて、介護保障移行部分が消滅したとき、または保険契約者から請求があったときに支払います。
- (2) 前号の規定によって支払う契約者配当金は、死亡給付金を支払うときは死亡給付金とともに主契約の死亡保険金受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。

2. 会社は、前条第1項第2号および第3号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、保険契約者に支払います。ただし、死亡給付金を支払うときは死亡給付金とともに主契約の死亡保険金受取人に支払います。

3. 会社は、前2項のほか、第1項に該当した介護保障移行部分がその直後の事業年度末までに消滅したときに、会社の定めるところにより、契約者配当金を支払います。

4. 前条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。

(主約款の規定の準用)

第25条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則)

第26条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合、第15条（告知義務違反による解除）の規定によってこの特約を解除したときは、年金支払移行部分の基本年金額は変更しません。

2. この特約を終身保険または低解約返戻金型終身保険に付加した場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第5条（基本介護年金額の計算）第1項第2号および第3号は適用しません。

(2) 第23条（介護保障移行部分の契約者配当金の割当）第2項中「主契約の契約日」とあるのは「この特約の締結日」と読み替えます。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 介護年金 介護給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 介護年金・介護給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 介護保障証書
2 死亡給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 介護保障証書
3 健康祝金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 健康祝金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 介護保障証書
4 解約返戻金	(1) 会社所定の解約返戻金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 介護保障証書
5 積み立てた契約者配当金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 介護保障証書
6 介護年金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 介護保障証書
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 要介護状態

要介護状態	つぎのいずれかに該当したとき
第1級要介護状態	(1) 常時寝たきり状態で、下表のaに該当し、かつ、下表のb～eのうち3項目以上に該当して他人の介護を要する状態 (2) 器質性痴呆と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、下表のa～eのうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
第2級要介護状態	つぎのいずれかに該当したとき (1) 常時寝たきり状態で、下表のaに該当し、かつ、下表のb～eのうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 (2) 器質性痴呆と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
b. 衣服の着脱が自分ではできない。
c. 入浴が自分ではできない。
d. 食物の摂取が自分ではできない。
e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

備考

1. 器質性痴呆

- (1) 「器質性痴呆と診断確定されている」とは、つぎの①、②のすべてに該当する「器質性痴呆」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
(2) 前(1)の「器質性痴呆」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

① 「器質性痴呆」

「器質性痴呆」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、つぎの基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型および妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年1月6日以後は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとし

ます。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすいに加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

保険料口座振替特約条項

(平成13年7月2日改正)

(特約の適用)

第1条 この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

2. この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。

(1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関を含みます。）に設置してあること。

(2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該金融機関の口座。以下同じ。）へ保険料の口座振替を委任していること。

(責任開始期および契約日の特則)

第2条 この特約が適用され、第1回保険料から口座振替を行なう場合には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第4条（保険料の払込）第1項に定める第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。

2. 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主約款および前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

3. 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づいて保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は会社の責任開始の日として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、過不足分をその保険金または給付金と清算します。

4. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第2項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。

(1) 当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたとき。この場合、会社所定の割引率で保険料を割引します。

(2) 保険料の振替貸付が行なわれたとき。

(保険料の払込)

第4条 保険料は、会社の定めた日（第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日とします。また、会社の定めた日が提携金融機関の休業日に

該当する場合は翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。

2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。

3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できないものとします。

4. 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

5. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

(保険料口座振替不能の場合の取扱)

第5条 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項の規定は適用しません。

2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行ない、払込期月の過ぎた保険料について払込があったものとします。

(2) 年払契約または半年払契約の場合、振替月の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。

3. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月が到来している保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

(諸変更)

第6条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関に申し出てください。

2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の金融機関に変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

4. 会社は、会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

第7条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

(1) 保険契約が消滅または失効したとき

特約

保険料口座振替特約条項

- (2) 保険料の前納がなされたとき
 - (3) 保険料の一括払込がなされたとき
 - (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (5) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (6) 第1条（特約の適用）第2項に定める条件に該当しなくなったとき
2. 前項第3号の規定にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。

（主約款の規定の準用）

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（がん保険に付加した場合の特則）

第9条 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

保険料口座振替特約条項（団体扱・集団扱用）

（平成13年7月2日改正）

（特約の適用）

- 第1条** この特約は、会社と団体取扱に関する協定または集団取扱に関する協定を締結した団体または集団（以下「団体等」といいます。）に属する保険契約者が、団体等の指定する金融機関等に口座をもち、かつ、その口座から団体等が定める方法により、団体等の金融機関等の口座への振替により保険料を払い込むことができる場合に適用します。
2. 保険契約者は、前項により保険料の振替を行なう口座を指定するものとし、その指定された口座を以下「指定口座」といいます。

（責任開始期の特則）

- 第2条** この特約が適用され、第1回保険料から口座振替を行なう場合には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、次条第1項に定める第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。

（保険料の払込）

- 第3条** この特約を付加した保険契約の保険料は、団体等が定めた日（第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の団体等の定めた日とします。また、団体等の定めた日が金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を振り替えることによって、払い込まれるものとします。
2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。ただし、指定口座から振り替えられた保険料が実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申出によりその振替が取り消された場合には、保険料の振替がなかったものとします。

（保険料口座振替不能の場合の取扱）

- 第4条** 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合は、保険契約者は、団体等が定めるつぎのいずれかの方法により第1回保険料を払い込んでください。ただし、第2号による場合、その取扱をするのは契約年齢に変更が生じない場合に限りです。
- (1) 会社の本店または会社の指定した場所に払い込む方法。
この場合、第2条（責任開始期の特則）の規定は適用しません。
- (2) 第1回保険料の口座振替が不能となった日の翌月の振替日に口座振替により払い込む方法。この場合、第2条（責任開始期の特則）の規定にかかわらず、振り替えられた日を会社の責任開始期とします。
2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、その保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
3. 前項の保険料については、団体等の定めにより、つぎのとおり取り扱うことがあります。
- (1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。
- (2) 年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。

（特約の失効）

- 第5条** つぎの場合には、この特約は効力を失います。
- (1) 保険契約者が指定口座を解約したとき
- (2) 団体扱特約Ⅰ、団体扱特約Ⅱまたは集団扱特約が効力を失ったとき

（主約款および特約の規定の準用）

- 第6条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款および団体扱特約Ⅰ、団体扱特約Ⅱまたは集団扱特約の規定を準用します。

（がん保険に付加した場合の特則）

- 第7条** この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（責任開始期の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

団体扱特約条項 I

(平成17年12月2日改正)

(取扱の範囲)

- 第1条** 官公庁、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）においてつぎの条件の備わる場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱をします。
- (1) 保険契約者がその団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者である保険契約（以下「個人契約」といいます。）であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者である保険契約（以下「事業保険」といいます。）であること
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
2. 前項第2号の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを要します。
3. 第1項の取扱を行なうときは、会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

(契約日の特則)

- 第2条** 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行なう保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
2. 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、会社は、会社の責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
3. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

(保険料率)

- 第3条** この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 団体がつぎのいずれかに該当する場合は、団体保険料率Aを適用します。
 - (ア) その事業所に個人契約の保険契約者数が20名以上あるとき
 - (イ) その事業所に事業保険の被保険者数が20名以上あるとき
 - (ウ) その事業所の個人契約の保険契約者数とその事業所の事業保険の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上あるとき
 - (エ) その事業所の個人契約の保険契約者数または事業保険の被保険者数が20名未満であっても前(ア)から(ウ)のいずれかに該当する事業所が他にあるとき
 - (2) 団体が前号(ア)から(エ)のいずれにも該当しない場合は、団体保険料率Bを適用します。
2. 団体保険料率Aを適用した場合でも、保険契約者または

被保険者の数が前項第1号に規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数にもとらないときは、会社は、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

(保険料の払込)

- 第4条** 第1回保険料は、団体を経由して払い込むことができます。
2. 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
 3. 前2項に規定する保険料は、団体の代表者が会社に払い込んだ日をもって払込のあった日とします。
 4. 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

(保険料の一括払)

- 第5条** 団体月払取扱の場合、団体保険料率Bが適用されるときは、保険契約者は、会社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、会社所定の割引率で保険料を割引します。

(猶予期間)

- 第6条** 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
- (1) 団体月払取扱の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 団体年払または半年払の取扱の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差引きます。
3. 定期保険契約、特定疾病保障定期保険契約、遡増定期保険契約、養老保険契約、5年ごと利差配当付養老保険契約、利差配当付貯蓄保険契約、医療保険契約、がん保険契約および無配当一時金給付型医療保険契約について保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込について前項の規定を準用します。
4. 優良体定期保険契約について保険契約を自動変更する場合には、自動変更後第1回保険料の払込について第2項の規定を準用します。

(特約の失効)

- 第7条** つぎの場合には、この特約は効力を失います。
- (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱の範囲）第1項および第2項に規定する人数未満に減少し、その後3か月（団体年払または半年払の取扱の場合はその後6か月）を経過しても規定の人数にもとらないとき

- (3) 保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、
保険金額、年金額または給付金額が会社の定めた金額を下るとき
 - (4) 保険料の振替貸付を行なったとき
 - (5) 保険料の前納取扱をしたとき
 - (6) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (7) 会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払
または月払の取扱を廃止したとき
2. 前項の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱に変更し、保険料率を将来に向って更正します。
 3. 団体月払取扱を個人扱の年払または半年払の取扱に変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

(がん保険に付加した場合の特則)

第8条 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

団体扱特約条項 II

(平成17年12月2日改正)

(取扱の範囲)

第1条 組合、連合会、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）においてつぎの条件の備わる場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱をします。

- (1) 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（この場合を「事業保険」といいます。）
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
 - (3) 団体を代表する者のあることを要し、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること
2. 前項第2号の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを要します。
3. 第1項の取扱を行なうときは、会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

(契約日の特則)

第2条 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行なう保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、会社は、会社の責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。

3. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

(保険料の払込)

第4条 第1回保険料は、団体を経由して払い込むことができます。

2. 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
3. 前2項に規定する保険料は、団体の代表者が会社に払い込んだ日をもって払込のあった日とします。
4. 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

(保険料の一括払)

第5条 団体月払取扱の場合、保険契約者は、会社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括払うことができま

す。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、会社所定の割引率で保険料を割引します。

(猶予期間)

第6条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- (1) 団体月払取扱の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 団体年払または半年払の取扱の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
3. 定期保険契約、特定疾病保障定期保険契約、逡増定期保険契約、養老保険契約、5年ごと利差配当付養老保険契約、利差配当付貯蓄保険契約、医療保険契約、がん保険契約および無配当一時金給付型医療保険契約について保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込について前項の規定を準用します。
4. 優良体定期保険契約について保険契約を自動変更する場合には、自動変更後第1回保険料の払込について第2項の規定を準用します。

(特約の失効)

第7条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱の範囲）第1項および第2項に規定する人数未満に減少し、その後3か月（団体年払または半年払の取扱の場合はその後6か月）を経過しても規定の人数にもとらないとき
 - (3) 保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、保険金額、年金額または給付金額が会社の定めた金額を下るとき
 - (4) 保険料の振替貸付を行なったとき
 - (5) 保険料の前納取扱をしたとき
 - (6) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (7) 会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱を廃止したとき
2. 前項の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱に変更します。
3. 団体月払取扱を個人扱の年払または半年払の取扱に変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください

(がん保険に付加した場合の特則)

第8条 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

指定代理請求人特約条項 目次

この特約の概要

第1条 特約の締結	105
第2条 特約の対象となる保険金等	105
第3条 指定代理請求人の指定および変更	105
第4条 指定代理請求人による保険金等の請求	106
第5条 解除の通知	106
第6条 特約の解約	106
第7条 主約款の規定の準用	106
第8条 主約款等の代理請求不適用に関する特則	106

第9条 保険金等の一時支払に関する特則	106
第10条 契約者配当金に関する特則	106
第11条 5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則	106
第12条 医療保険に付加した場合の特則	106
第13条 がん保険に付加した場合の特則	106
別表1 請求書類	107

指定代理請求人特約条項

(平成20年5月2日制定)

(この特約の概要)

この特約は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することを可能とすることを主な内容とするものです。

(特約の締結)

第1条 保険契約者は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の契約日以後、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の対象となる保険金等)

第2条 この特約の対象となる保険金等は、つぎの各号に定めるとおりとし、以下「保険金等」といいます。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である保険金、給付金、年金および祝金
- (2) 保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込の免除
- (3) 保険契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金

(指定代理請求人の指定および変更)

第3条 この特約を付加した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの第1号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定してください（本条により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。

- (1) 次の^(ア)または^(イ)の範囲内であらかじめ指定した者。ただし、請求時においてもその者が次の^(ア)または^(イ)の範囲内の者であることを要します。

^(ア) 次の範囲内の者

- (a) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (b) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (c) 被保険者の直系血族
- (d) 被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいないときは甥

姪、伯父伯母、叔父叔母)

- (1) 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認められた者に限る。

(a) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前^(ア)(b)以外の者

(b) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

(c) その他前^(a)および^(b)に掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認められた者

- (2) 前号の指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡しているときもしくは請求時に前号^(ア)または^(イ)の範囲のいずれの者にも該当しないときを含みます。）または指定代理請求人が本条の代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、次の者を代理請求人とします。

^(ア) 死亡保険金受取人、遺族年金受取人または死亡給付金受取人（ただし、請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限る。）

(1) 前^(ア)に該当する者がいない場合または前^(ア)に該当する者が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

(ウ) 前^(ア)もしくは^(イ)に該当する者がいない場合または前^(ア)もしくは^(イ)に該当する者が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

2. 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更（指定代理請求人を指定しない変更を含みます。）することができます。この場合、保険契約者は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。

3. 保険金等の受取人が法人に変更された場合には、同時に指定代理請求人を指定しない変更が行われたものとします。

4. 第2項の変更は、保険証券に表示または承認書による通

特
約

指定代理請求人特約条項

知を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

(指定代理請求人による保険金等の請求)

第4条 第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の各号に定める事情があるときは、前条の規定により指定または変更された指定代理請求人が、請求に必要な書類（別表1）およびその事情を示す書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

- (1) 保険金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他これに準じる状態であると会社が認めた場合
2. 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において前条第1項に定める範囲内であることを要します。
3. 第1項の規定により会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
4. 事実の確認に際し、指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく、回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで保険金等を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様とします。
5. 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。以下同じ。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を保険金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

(解除の通知)

第5条 この特約を付加している場合、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除または重大事由による解除の通知については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または特約条項に定めるほか、正当な理由によっていずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(特約の解約)

第6条 この特約のみの解約は取り扱いません。

(主約款の規定の準用)

第7条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主約款等の代理請求不適用に関する特則)

第8条 この特約を付加している場合、主約款または主契約に付加されている特約条項中、指定代理請求人に関する規定、介護年金受取人の代理人に関する規定および入院給付金等の代理請求に関する規定等保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定は適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

(保険金等の一時支払に関する特則)

第9条 指定代理請求人が保険金等を請求する場合には、主約款

に定める保険金等の支払方法の選択の規定は適用しません。

(契約者配当金に関する特則)

第10条 被保険者が年金受取人となる場合、その受け取ることとなる契約者配当金については第2条（特約の対象となる保険金等）に含むものとします。

(5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則)

第11条 この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の締結）および第3条（指定代理請求人の指定および変更）の規定中、被保険者の同意を得る規定は適用しません。
- (2) 第2条（特約の対象となる保険金等）第1項第1号中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約の対象となる保険金等）第1項第2号中「保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込の免除」とあるのは「保険料の払込免除（養育年金が支払われるときを除きます。）」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約の対象となる保険金等）第1項第3号中「保険契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金」とあるのは「契約者配当金」と読み替えます。
- (5) 第3条（指定代理請求人の指定および変更）第1項各号中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

(医療保険に付加した場合の特則)

第12条 この特約を医療保険に付加した場合には、第1条（特約の締結）、第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人の指定および変更）第1項各号中「被保険者」とあるのは「主たる被保険者」と読み替えます。

(がん保険に付加した場合の特則)

第13条 この特約をがん保険に付加した場合には、第1条（特約の締結）、第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人の指定および変更）中「被保険者」とあるのは「主たる被保険者」と読み替えます。

別表 1 請求書類

(1) 保険金等の指定代理請求に必要な書類

項 目	必 要 書 類
保険金等の指定代理請求	(1) 主約款および各特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (4) 指定代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払を行っていることを証する領収証の写し (5) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または、上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

(2) その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または、上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項 別表2 未払年金の現価

(基本年金額1,000円について)

被保険者の死亡日 または 年金の一括払の請求日	5年確定年金	10年確定年金	15年確定年金	10年保証期間付 終身年金
	定額型	定額型	定額型	定額型
	円	円	円	円
第1回の年金支払日以後、第2回の年金支払日前	3,943	8,522	12,741	8,522
第2回の年金支払日以後、第3回の年金支払日前	2,981	7,636	11,924	7,636
第3回の年金支払日以後、第4回の年金支払日前	2,004	6,735	11,094	6,735
第4回の年金支払日以後、第5回の年金支払日前	1,010	5,819	10,251	5,819
第5回の年金支払日以後、第6回の年金支払日前	—	4,889	9,393	4,889
第6回の年金支払日以後、第7回の年金支払日前	—	3,943	8,522	3,943
第7回の年金支払日以後、第8回の年金支払日前	—	2,981	7,636	2,981
第8回の年金支払日以後、第9回の年金支払日前	—	2,004	6,735	2,004
第9回の年金支払日以後、第10回の年金支払日前	—	1,010	5,819	1,010
第10回の年金支払日以後、第11回の年金支払日前	—	—	4,889	—
第11回の年金支払日以後、第12回の年金支払日前	—	—	3,943	—
第12回の年金支払日以後、第13回の年金支払日前	—	—	2,981	—
第13回の年金支払日以後、第14回の年金支払日前	—	—	2,004	—
第14回の年金支払日以後、第15回の年金支払日前	—	—	1,010	—

- 注) 1. 上表の金額を被保険者の死亡日または年金の一括払の請求日からその直後の年金支払日の前日までの期間について当社所定の利率によって割り引いて計算します。
 2. 10年保証期間付終身年金逓増型の場合には、当社にご照会ください。

MEMO

MEMO

MEMO

保険会社からのお願い

- ◆転居および町名変更の場合には、お手数でも支店または本社にすぐお知らせください。
- ◆名義変更、受取人変更、改姓、証券の紛失などの場合には、支店または本社にすぐお知らせください。
- ◆ご契約に関する照会やご通知の際には証券番号、契約者と被保険者のお名前およびご住所を明記してください。
- ◆あらゆるお手続きに保険証券は欠かせないものです。保険証券および領収証は大切に保存してください。

保険契約についてのお問い合わせやご相談・苦情がございましたら
ご遠慮なく下記の「お客様サービスセンター」にお申出ください。

なお、ご照会ときには、必ず証券番号、保険契約者名、被保険者名、
契約年月日をお知らせください。

富士生命保険株式会社

〒542-0081 大阪市中央区南船場1-18-17 商工中金船場ビル

<お問い合わせ先>

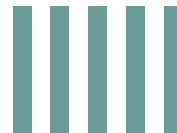
お客様サービスセンター ☎ 0120-211-901

お問い合わせ時間：月～金（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

<各種情報につきましては、当社ホームページをご覧ください>

<http://www.fujiseimei.co.jp/>

説明事項ご確認のお願い



低解約返戻金型終身保険(無配当)

この冊子は、ご契約にともなう大切なことから記載したものですので必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に

- ご契約申込の撤回（クーリング・オフ）について …………… 3
- 健康状態・職業などの告知義務 …………… 30
- 保障の責任開始期 …………… 34
- 保険金をお支払いできない場合 …………… 38
- 保険料の払込方法について …………… 42
- 払込猶予期間とご契約の効力 …………… 43
- 効力を失ったご契約の復活 …………… 43
- ご契約の解約と解約返戻金 …………… 49

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからですので、告知および保険料の受領など代理店の役割も含めて、ご説明の中でおわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

富士生命保険株式会社

本 社 〒542-0081 大阪市中央区南船場1-18-17 電話 (06) 6261-0668
(商工中金船場ビル)

生命保険に関する相談・照会・苦情がございましたら、下記へお問い合わせください。
お客様サービスセンター ☎ 0120-211-901 (月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00)

取扱者